

令和7年度
自己点検評価書

令和7(2025)年12月
びわこリハビリテーション専門職大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	14
基準 3. 学生	21
基準 4. 教育課程	34
基準 5. 教員・職員	48
基準 6. 経営・管理と財務	57
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	62
基準 A. 地域連携	62

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・教育理念

びわこリハビリテーション専門職大学（以下、「本学」という。）を含む本法人の設置校共通の建学の精神は、「愛智精神（Philo-sophia）」に基づく人間教育である。この建学の精神に基づき、人間愛と智性と情操を高め、継続的な自己研鑽を基礎に深い探究心をもった医療従事者の養成に努めている。

この建学の精神に基づく本法人の教育理念である「Saluti et Solatio Aegrorum（病める人々を医やすばかりでなく慰めるために）」を实践できる資質を有する医療人を育成することを根底に据え、超高齢社会、医療技術の高度化と情報社会への適応など時代状況に適応できる人材を育成することを本学の目的としている。

また、本法人創設者の小山昭夫により提唱された患者中心の医療、Sym-medical（シン・メディカル）の理念は本学の教育にも受け継がれ、反映されている。

Sym-medical

～医師中心の医療から患者さん中心のチーム医療～

面前で苦しむ患者さんへの対応は医師のみでは不可能です。医師以外のスタッフも台頭音立場で、より高度な医療に従事することが大切です。現代社会ではともに医療に携わるという意味で医療従事者を Co-medical（コ・メディカル）と呼んで協力体制を築きつつあります。

このような状況を踏まえ、創設者は看護、理学療法、作業療法を含む医療、福祉、保健の専門家が一緒になり（Sym）、シンフォニーを奏でるように協力して患者さん中心の医療（Medical）を行うことが重要であると考え、Sym-medical（シン・メディカル）という理念を提唱し、その考えは学校法人藍野大学の教育にも活用されております。

言語聴覚士
言語機能、聴覚機能、嚥下など摂食障害がある方を対象に機能維持や工場を支援する。

医師
患者さんの診察、治療を行う。病状を把握し治療の方針を決定する。

看護師
医師の診察補助から患者さんの療養上の世話などを行う。

理学療法士
運動療法、物理療法を行い、日常の基本的な動作を回復、改善に導く。

臨床工学士
医学と高額の知識を併せ持ち、医療機器を通じてチーム医療を支える。

作業療法士
身体や精神に障がいがある方の、生活支援や社会参加をサポートする。

保健師
あらゆる人々に対して、予防の観点から地域で看護し、地域を看護する。

学校法人藍野大学ホームページより改編

(2) 使命・目的

本学の目的はすでに述べた建学の精神、教育理念、Sym-medical 理念に基づき、保健・医療・福祉における地域共生社会の実現に貢献する人材の育成を掲げている。具体的には、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられる「共生型社会」の実現に寄与できる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の育成である。

そのために、地域包括ケアにおけるリハビリテーションが担う役割を踏まえ、立地場所である滋賀県東近江市内外の自治体や地域住民との連携・交流を通じた教育研究活動の実

践、それを可能にするための展開科目の設置や多職種との協働活動を推進してきた。

このような本学の使命・目的については、本学の設置認可申請書類(2019年)の中の「設置の趣旨及び必要性」に示されており、現時点においても何ら変更を伴うものではない。

本学の使命、目的については、以上のとおりである。

(3) 個性・特色

本法人には、大阪府茨木市にも理学療法士、作業療法士を育成する4年制大学を有している。従来型の4年制大学と専門職大学とでは教育課程の編成も教員構成のあり方も異なる。本学の教育課程では、とくに地域共生社会の実現に寄与するという本学の目的に合致するような、従来型の4年制大学にはない授業科目を、主に展開科目で配置している。

具体的な特色は以下の点にある。

- ① 実践的な教育体制：理論と実践をバランスよく学べる教育体制を整備し、理論的知識を授ける教員と実践的な知識・能力を授ける実務家教員を配置している。
- ② 少人数教育：実技科目等一部の授業科目を除き、原則、少人数教育を実施しており、教員や学生同士のコミュニケーションを通じて、専門知識や技術を着実に修得できる環境を提供している。
- ③ 最新設備の導入：スポーツ動作解析が可能な最新設備を備え、実践的な学びを支援している。
- ④ 地域との連携：滋賀県内の行政機関、スポーツチームや学校などと連携し、予防・健康増進事業などを行い、地域社会で専門性を活かすための実習を取り入れている。

これらの特色を通じて、びわこリハビリテーション専門職大学は、地域社会に貢献できるリハビリテーション専門職の育成を目指している。

II. 沿革

学校法人藍野大学の歴史は、昭和43年(1968年)に医療法人恒昭会藍野病院附属准看護学院を開校し、看護師養成を開始したことに始まる。その後、昭和54年(1979年)に学校法人藍野学院設立、藍野看護専門学校等を経て、昭和60年(1985年)には藍野学院短期大学が開学、平成8年(1996年)にはびわこリハビリテーション専門職大学の前身となる滋賀医療技術専門学校が設置され、理学療法士、作業療法士の養成を始めた。平成16年(2004年)には藍野大学が開学、平成19年(2007年)には藍野学院短期大学附属藍野高等学校を設置し、令和2年(2020年)に滋賀医療技術専門学校を発展的に改組しびわこリハビリテーション専門職大学が開学した。令和6年(2024年)には言語聴覚療法学科の設置、新キャンパスであるびわこ八日市キャンパスを開設し、現在に至っている。

びわこリハビリテーション専門職大学

びわこリハビリテーション専門職大学の沿革

年	事 項
平成 8 年 (1996 年)	滋賀医療技術専門学校（理学療法学科・作業療法学科）開校
令和 1 年 (2019 年)	びわこリハビリテーション専門職大学 設置認可
令和 2 年 (2020 年)	びわこリハビリテーション専門職大学 開学 (リハビリテーション学部 理学療法学科、作業療法学科)
令和 3 年 (2021 年)	滋賀医療技術専門学校 廃校
令和 6 年 (2024 年)	びわこリハビリテーション専門職大学に言語聴覚療法学科を開設
令和 6 年 (2024 年)	びわこリハビリテーション専門職大学 びわこ八日市キャンパス開設

学校法人藍野大学の沿革

年	事 項
昭和 40 年 (1965 年)	藍野病院 開設
昭和 43 年 (1968 年)	医療法人恒昭会藍野病院附属准看護学院 開校
昭和 50 年 (1975 年)	医療法人恒昭会藍野病院附属高等看護学院 開校
昭和 54 年 (1979 年)	学校法人藍野学院設立、藍野看護専門学校を認可される
昭和 58 年 (1983 年)	理学療法学科、作業療法学科、医療秘書・病院管理学科併設のため、学校名を 藍野医療技術専門学校と改称
昭和 60 年 (1985 年)	藍野学院短期大学 開学
平成 5 年 (1993 年)	藍野学院短期大学に専攻科を開設
平成 16 年 (2004 年)	藍野大学 開学
平成 19 年 (2007 年)	藍野学院短期大学附属藍野高等学校 開校
平成 19 年 (2007 年)	藍野学院短期大学 第二看護学科 開校
平成 19 年 (2007 年)	藍野大学 看護学科 教職課程 設置認可

びわこリハビリテーション専門職大学

平成 22 年 (2010 年)	藍野大学に臨床工学科を開設
平成 24 年 (2012 年)	藍野医療福祉専門学校廃校
平成 24 年 (2012 年)	藍野学院短期大学を藍野大学短期大学部に改称これに伴い、藍野学院短期大学附属藍野高等学校を藍野高等学校に改称
平成 25 年 (2013 年)	藍野大学短期大学部専攻科（地域看護学専攻）が、学位規則第 6 条第 1 項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科として認定される
平成 26 年 (2014 年)	キャリア開発・研究センターが公益社団法人日本看護協会より認定看護管理者教育機関（ファーストレベル）として認定される
平成 27 年 (2015 年)	藍野大学大学院看護学研究科 開設
平成 29 年 (2017 年)	キャリア開発・研究センターが公益社団法人日本看護協会より認定看護管理者教育機関（セカンドレベル）として認定される
平成 29 年 (2017 年)	学校法人 100% 出資による株式会社藍野大学事業部を設立する
平成 29 年 (2017 年)	法人名称 学校法人 藍野学院を学校法人 藍野大学に改称
平成 30 年 (2018 年)	キャリア開発・研究センターが藍野大学の附置に改編
令和 2 年 (2020 年)	Medical Learning Commons M・L・C 竣工
令和 4 年 (2022 年)	明浄学院高等学校 設置（学校法人 大阪観光大学より設置者変更）
令和 5 年 (2023 年)	藍野高等学校 廃校
令和 6 年 (2024 年)	藍野大学大学院 健康科学研究科 設置
令和 6 年 (2024 年)	明浄学院高等学校 衛生看護科 設置

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

A. 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

【資料 1-1-1 びわこリハビリテーション専門職大学ホームページ 目的・教育理念】

本学では、大学の使命・目的および教育研究上の目的を大学ホームページ上にて学外に広く公開し、また学則や学生便覧にも明記のうえ学生、教職員に配布し周知している。

その上で学生には新入生オリエンテーションや初年次教育である「学びの基盤」においても説明し、周知を図っている。

以下に本学のホームページに掲載されている教育研究上の目的を記載する。

びわこリハビリテーション専門職大学の目的

- ・教育基本法及び学校教育法の定めるところに従うとともに教育理念に則り、リハビリテーションに関する実践的かつ応用的な能力を展開するための教育研究により、高い倫理観と豊かな人間性、実践の理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付けた有能な人材を養成することで、地域共生社会の実現に貢献することを目的とする。

リハビリテーション学部の目的

- ・高い倫理観と豊かな人間性、理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付け、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、適切なリハビリテーションを提供できる人材を養成する。
- ・地域共生社会の実現に向け、リハビリテーション専門職として保健・医療・福祉の分野をはじめ生活支援全般において、多職種と連携・協力のもと、地域住民及び地域が抱える課題を発見し、解決することのできる創造性豊かな人材を養成する。

理学療法学科の目的

- ・理学療法学の最新の知識、技能並びに倫理観を身に付け、多職種とも連携でき、科学的な根拠に基づく最適な理学療法を実践できる人材を養成する。
- ・理学療法士の専門性を活かし、地域住民が住み慣れた場所で生活を維持し、健康寿命延伸やQOL維持・向上が図れるように、医療・保健・福祉・スポーツなどの分野で地域が抱える問題を発見し解決できる、地域共生社会の実現に向けて支援できる人材を養成する。

作業療法学科の目的

- ・作業療法学の知識、技術並びに倫理観を身に付け、多職種とも協働し、健康で幸福な生活の促進のために作業療法を適切に計画・実践できる人材を養成する。
- ・作業療法士の専門性を活かして、暮らしの中で人々が抱えている課題を見出し、医療・保健・福祉・教育・就労などの場において新たな支援方法や支援体制を構想でき、実践できる人材を養成する。

言語聴覚療法学科の目的

- ・言語聴覚士として必要な知識と臨床技術を有するだけでなく、豊かな感性と高い倫理観、並びに秀でたコミュニケーション能力を備えた人材を育成する。
- ・保健・医療・福祉分野における多職種連携の必要性を理解し、医療現場のみならず地域共生社会の実現へ向けて主体的に活動・実践できる言語聴覚士を育成する。

②中期的な計画への反映

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

本学の中期計画には、大学の使命・目的に基づき「高度な実践力と豊かな創造力を備えた医療人の育成」「社会に必要とされる教育・研究の実行」「様々な学生のニーズに対応できる環境の整備」等の重点施策が掲げられている。

中期計画にはKPI (Key Performance Indicator) が設定され、年度ごとの進捗状況、現在の中期計画の最終年度である 2025 年度の到達目標が記載され、達成に向けた取組が行われている。

各学科はこの中期計画をもとに、年度ごとの事業計画を立案し、具体的な目標設定と進捗管理を行っている。

③三つのポリシーへの反映

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

ディプロマ・ポリシーでは使命・目的に則り、「地域社会に貢献する倫理観と実践力を備えた専門職」を育成することを明記し、カリキュラム・ポリシーでは、実践的教育や地域共生を重視する教育課程を設計している。

アドミッション・ポリシーでは、専門職になるための基礎学力の有無、コミュニケーション能力、そして専門職になるという強い意思を持っている生徒を受け入れ方針として掲げている。

びわこリハビリテーション専門職大学 ディプロマ・ポリシー (DP)

理学療法学科

理学療法学科では、学則に基づき 134 単位を取得し、以下の能力・資質を備えた人物

に理学療法学士（専門職）の学位を授与する。

- DP 1 人を尊び幅広い教養を有し、高い倫理観のもと、理学療法士としての自覚と責任を持ち、生涯にわたり自己研鑽することができる。
- DP 2 理学療法学の専門的知識及び技術を修得し、論理的思考に基づいた最適な理学療法を実践することができる。
- DP 3 多職種と連携でき、対象者と円滑なコミュニケーションをもって、医療・保健・福祉・スポーツなどそれぞれの分野の理学療法を実践することができる。
- DP 4 理学療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域が抱える身体活動に関する課題を発見し、解決方法を考えることができる。

作業療法学科

作業療法学科では、学則に基づき 134 単位を取得し、以下の能力・資質を備えた人物に作業療法学士（専門職）の学位を授与する。

- DP 1 人を尊び、豊かな人間性と高い倫理観、幅広い教養を有し、自覚と責任をもって行動し、生涯学び続けることができる。
- DP 2 作業療法学の専門的知識と技術を修得し、論理的思考に基づいた最適な作業療法を検討し、実践することができる。
- DP 3 多職種や対象者と円滑なコミュニケーションを通じて協働し、医療・保健・福祉・教育・就労などの場において作業療法を実践することができる。
- DP 4 地域社会における多様な生活課題を発見し、作業療法士の専門性を活かした解決方法を考え、提案することができる。

言語聴覚療法学科

言語聴覚療法学科では、学則に基づき 132 単位の単位取得及び下記の能力・資質を備えた人物に言語聴覚療法学士(専門職)を授与する。

- DP 1 生命の尊厳と人権の重要性を理解し、高い倫理観に根差し、さまざまな立場の人々と円滑にコミュニケーションを取ることができる。
- DP 2 医療・福祉をはじめとする多職種と協働し、質の高いチーム医療を実践することができる。
- DP 3 言語聴覚士として必要な専門知識と臨床技術を有し、生涯にわたり自己研鑽する必要性を認識している。
- DP 4 地域社会における課題やニーズを発見し、言語聴覚士として主体的にそれらにかかわり、解決していこうと努めることができる。

びわこリハビリテーション専門職大学 カリキュラム・ポリシー (CP)

理学療法学科

理学療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及びディプロマ・ポリシーに基づき、以下の5つの方針で編成・実施する。

- CP1 基礎科目では、初年次教育科目、人間と社会系科目、自然科学系科目、語学教育科目で編成し、医療職になるために必要な教養や倫理観、社会性を身に付ける教育を実施する。
- CP2 理学療法理論科目群では、基礎医学、臨床医学、公衆衛生学、運動学など理学療法学の基盤となる科目を配置し、理論に裏付けられた実践ができる教育を実施する。
- CP3 職業実践科目群では、理学療法に必要な知識、技能、倫理観を学ぶ科目を配し、演習と実習を通して臨床的思考能力を高めるとともに他職種と連携できる実践力を養う教育を実施する。
- CP4 展開科目では、理学療法活動に隣接する分野の科目を配し、地域社会の中で理学療法の新たな価値を創造する教育を実施する。
- CP5 総合科目では、すでに修得した知識および臨床実習を統合するとともに、発表やディスカッションを通し、課題発見・解決力を養う教育を実施する。

作業療法学科

作業療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及びディプロマ・ポリシーに基づき、以下の5つの方針で編成・実施する。

- CP1 基礎科目では、初年次教育科目、人間と社会系科目、自然科学系科目、語学教育科目を配置し、作業療法士になるために必要な教養や倫理観、社会性を身に付ける教育を実施する。
- CP2 作業療法理論科目群では、基礎医学、臨床医学、公衆衛生学、運動学など作業療法学の基盤となる科目を配置し、理論に裏付けられた実践ができる教育を実施する。
- CP3 職業実践科目群では、実習を通じて作業療法に必要な知識、技術、倫理観などを学ぶ科目を配置し、作業療法過程を学ぶなかで臨床的思考能力を高めるとともに多職種の役割を理解する能力を養う教育を実施する。
- CP4 展開科目では、作業療法に隣接する分野の科目を配置し、地域社会の中で主体的に活動し作業療法の新たな価値を創造する教育を実施する。
- CP5 総合科目では、すでに修得した知識および技術を発表やディスカッションを通じて統合し、生活課題の解決に向けて、多職種と協働できる教育を実施する。

言語聴覚療法学科

言語聴覚療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び言語聴覚士学校養成所指定規則並びにディプロマ・ポリシーに基づき、以下の方針で編成・実施する。

- CP1 基礎科目では、生命の尊厳や人権の理解を深める教養科目を配置するとともに、医療職に就くための基盤となる情報系科目、自然科学系科目および語学科目を配置する。
- CP2 多職種と協調・連携するだけでなく、地域住民との関係を円滑に構築できるコミュニケーション能力を形成する科目（協働連携論総合実習、ボランティア論、家族支援論等）を配置する。
- CP3 職業専門科目では、言語聴覚士として必要な専門知識と技術を身に付けるとともに、知識と技術を統合・定着させ、臨床実践能力を育成する演習・実習科目を2年次から4年次まで段階的に配置する。（言語聴覚臨床実習Ⅰ～Ⅲ、言語聴覚学総合実習Ⅰ、Ⅱ）
- CP4 展開科目では、地域社会における課題を見出し、解決していける能力を育む科目を配置し、マネジメント力を養う教育を行う。（地域言語聴覚療法学、地域共生論等）
- CP5 基礎科目、職業専門科目、展開科目とそれぞれの科目群で適切な学修成果の評価を行い、言語聴覚士としての態度や志向性を育むラーニングを実施する。

びわこリハビリテーション専門職大学 アドミッション・ポリシー（AP）

理学療法学科

理学療法学科の教育目的に定める専門職医療人を育成するために、以下のような人を求めます。

【知識・技能について】

AP1 人々の健康、医療、福祉に関心を持ち、高等学校卒業までに学ぶべき基礎知識を習得している人。具体的には、日本語による表現力を備えており、数学(I/II/A)・物理・化学・生物（それぞれ基礎以上）を履修していることが望ましい。

【思考力・判断力・表現力について】

AP2 論理的な思考力や柔軟な発想力を持ち、相手の立場に立って物事を考え、適切なコミュニケーション能力がある人。

【主体性・多様性・協調性について】

AP3 人を尊重し、他者と良好な関係を築くことのできる協調性を持ち、他者の意見に惑わされず、様々な観点から物事を考えることのできる人。

AP4 理学療法士に関心があり、将来理学療法士になる強い意志を持ち、その目標達成に向かって最大限の努力を続けることができる人。

作業療法学科

作業療法学科の教育目的に定める専門職医療人を育成するために、以下のような人を求めます。

【知識・技能について】

AP1 高等学校卒業までに学ぶべき基礎知識を習得している人。具体的には、日本語による表現力を備えており、数学(I/II/A)・物理・化学・生物(それぞれ基礎以上)を履修していることが望ましい。

【思考力・判断力、表現力について】

AP2 社会の様々な出来事に関心を持ち、客観的に状況を把握でき、自分の考えを文章や言葉で表現できる人。

【主体性・多様性・協調性について】

AP3 他者との交流を通じて、他者の考えや自分の役割を理解し、協力し合える関係性作りができる人。

AP4 リハビリテーションについての関心を持ち、作業療法士を目指して、惜しみなく努力できる人。

言語聴覚療法学科

言語聴覚療法学科では、「①言語聴覚士として必要な知識と臨床技術を有するだけでなく、豊かな感性と高い倫理観、並びに秀でたコミュニケーション能力を備えた人材を育成する。②保健・医療・福祉分野における多職種連携の必要性を理解し、医療現場のみならず地域共生社会の実現へ向けて主体的に活動・実践できる言語聴覚士を育成する。」ことを養成する人材像として掲げている。

そのために、以下のような資質を有する入学者を求めている。

【知識・技能】

AP1 高等学校までに学ぶべき基礎的な知識を有する人。

【主体性・多様性・協調性】

AP2 他者を尊重し、健康や福祉に関心を持ち、言語聴覚士として社会に貢献することに意欲を持つ人。

AP3 協調性を持ち他者と良好な関係を築き、協働して自己の役割を果たそうと心がけている人。

【思考力・判断力・表現力】

AP4 探求心があり、生涯にわたって学習を継続しようとする意欲を持つ人。

④教育研究組織の構成との整合性

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

本学はリハビリテーション専門職の養成に特化した大学であり、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科の三学科を配置している。

学外に実践的な教育を可能にする臨床実習施設を確保し、キャンパス内にも各種実習室や演習室を有し、教育研究に必要な各種機器備品等を整備している。

専任教員の専門分野もリハビリテーション領域、基礎医学系教員をバランスよく配置

びわこリハビリテーション専門職大学

しており、目的達成のための人的体制も整っている。

キャンパスはびわこ東近江キャンパス、びわこ八日市キャンパスの2キャンパス体制であり、2つのキャンパス間は車で18分ほどの距離である。原則として1年生（言語聴覚療法学科のみ2年生まで）はびわこ八日市キャンパス、2から4年生がびわこ東近江キャンパスに通学し、教員は2つのキャンパスを行き来しながら授業を行っている。

教育研究実施組織（令和7年（2025年）5月1日）

【教員組織】

理学療法学科には、主に専門科目を担当する理学療法士資格を所有している教員14名、主に基礎・専門基礎を担当する教員3名、作業療法学科では、主に専門科目を担当する作業療法士資格を保有している教員9名、主に基礎・専門基礎を担当する教員2名、言語聴覚療法学科では、言語聴覚士5名（助手除く）、医師1名、主に基礎・専門基礎科目を担当する教員1名が在籍している。

専門職大学設置基準に定める教授数16の内、2024年度末の急な退職、就任辞退があり、2名が不足している状況であるが、内1名は9月16日に着任する予定である。残る1名についても現在公募中であり、採用を急いでいる。

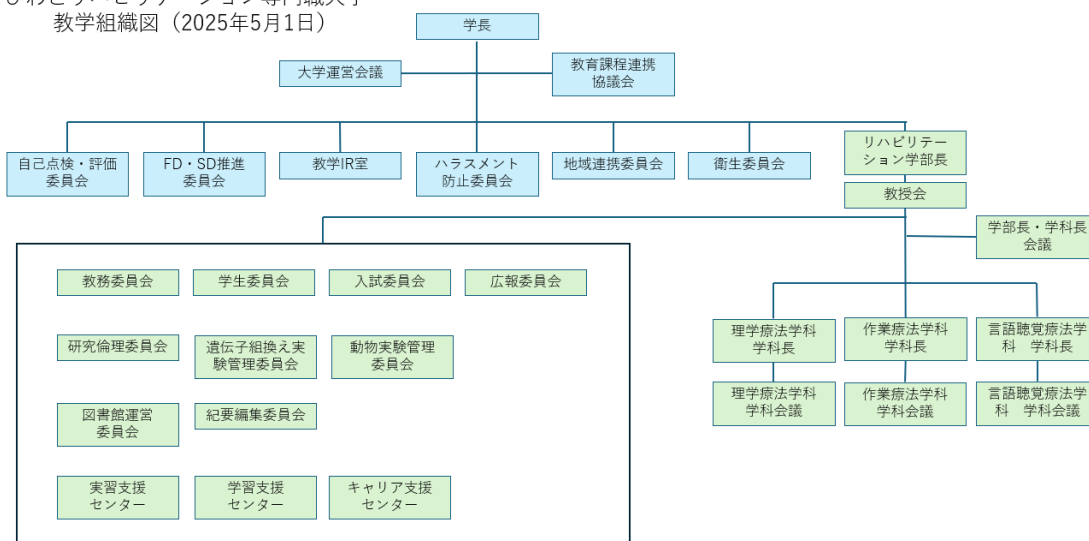
専門職大学設置基準のほか、それぞれの学科の指定規則が定める教員数については満たしている。

【教員組織】

学科	2025年度教員数 2025.5.1現在						設置基準		実務家教員の配置		指定規則	
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	基準	実数	基準	実数	規則	実数
理学療法学科	7	5	4	1	0	17	8(4)	17(7)	実務家4名 (実(研)2名)	実務家11名 (実(研)5名)	PT9名	PT12名
作業療法学科	3	0	7	1	0	11	7(4)	11(3)	実務家3名 (実(研)2名)	実務家8名 (実(研)2名)	OT6名	OT9名
言語聴覚療法学科	4	1	1	1	1	8	7(4)	8(4)	実務家3名 (実(研)2名)	実務家4名 (実(研)2名)	医師・歯科医師・ST含めて6名。うち4名はST。	ST6名、医師1名
大学全体							8(4)		実務家4名 (実(研)2名)			
	14	6	12	3	1	36	30(16)	36(14)	実務家14名 (実(研)8名)	実務家23名 (実(研)9名)		

びわこリハビリテーション専門職大学

びわこリハビリテーション専門職大学
 教学組織図 (2025年5月1日)



【事務組織】

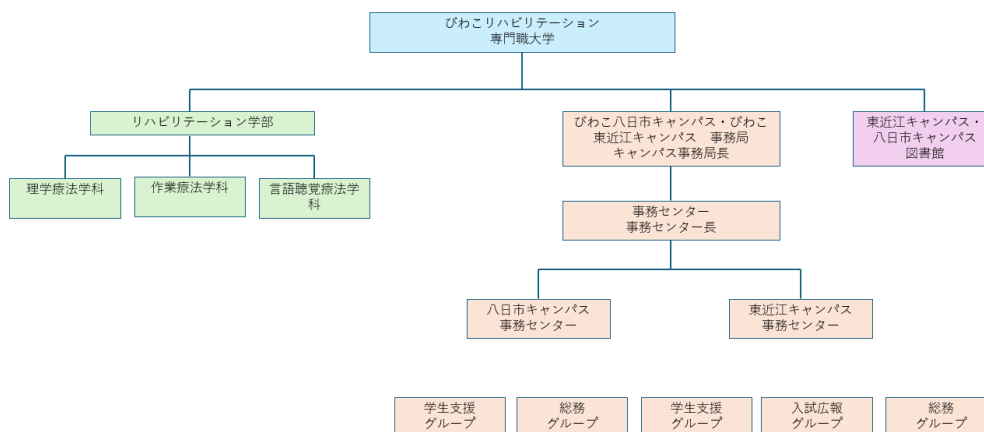
事務組織はキャンパス事務局長の元、事務センター長、総務グループ、学生支援グループ、入試広報グループで構成される。

各グループの職務は学校法人藍野大学事務組織規程に定められており、適切に配置されている。

	事務局長	センター長	グループ長	係長	主任	グループ員
びわこキャンパス事務局	1	-	-	-	-	-
事務センター	-	1(代理)	-	-	-	-
総務グループ	-	-	1(兼務)	1	-	3
学生支援グループ	-	-	1	1	-	4 (4)
入試広報グループ	-	-	1	1	-	1

学生支援グループの () は非常勤職員。

びわこリハビリテーション専門職大学
 事務組織図 (2025年5月1日)



⑤変化への対応

A. 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

教育研究組織の変更が生じた場合、教育課程の改正を行う場合など、一定の変化が生じる際に、学長を中心に大学の使命・目的の現代的意義や妥当性について検討を行い、社会の変化を踏まえ、必要に応じて改正し、それに伴い年間事業計画、中期計画やポリシーの見直しを行う体制を構築している。

直近では令和6年（2024年）度に言語聴覚療法学科を設置する際に、教育目的、ポリシー等の改定を行っている。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の目的、ポリシーにもたびたび出てくる「地域共生社会への貢献」を果たすべく、滋賀県、東近江市等と連携した事業が展開できている。これらの事業には一部、学生が参加し直接住民の中に入って授業を行うものもあり、学生の専門職としての意識向上に役立っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

採用後の入職辞退などを受け、教員組織の教授数が2名不足している。1名は令和7年（2025年）9月16日に入職したがもう1名については、公募を継続中であるが、採用には至っていない。内部昇任なども含め、早急に対応する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

さらなる質保証と改善のためには、学生・教職員の理解度の定期的な可視化や、学外関係者との対話の深化が今後の課題として挙げられる。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【資料 2-1-1 びわこリハビリテーション専門職大学 ホームページ／点検評価／本学の内部質保証／内部質保証の方針】

【資料 2-1-2 びわこリハビリテーション専門職大学 ホームページ／点検評価／本学の内部質保証／内部質保証体系図】

【資料 2-1-3 びわこリハビリテーション専門職大学 自己点検・評価規程】

A. 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

本学の内部質保証の方針は、ホームページの点検評価のページに、アセスメントプラン、内部質保証体系図とあわせて公開、明示している。

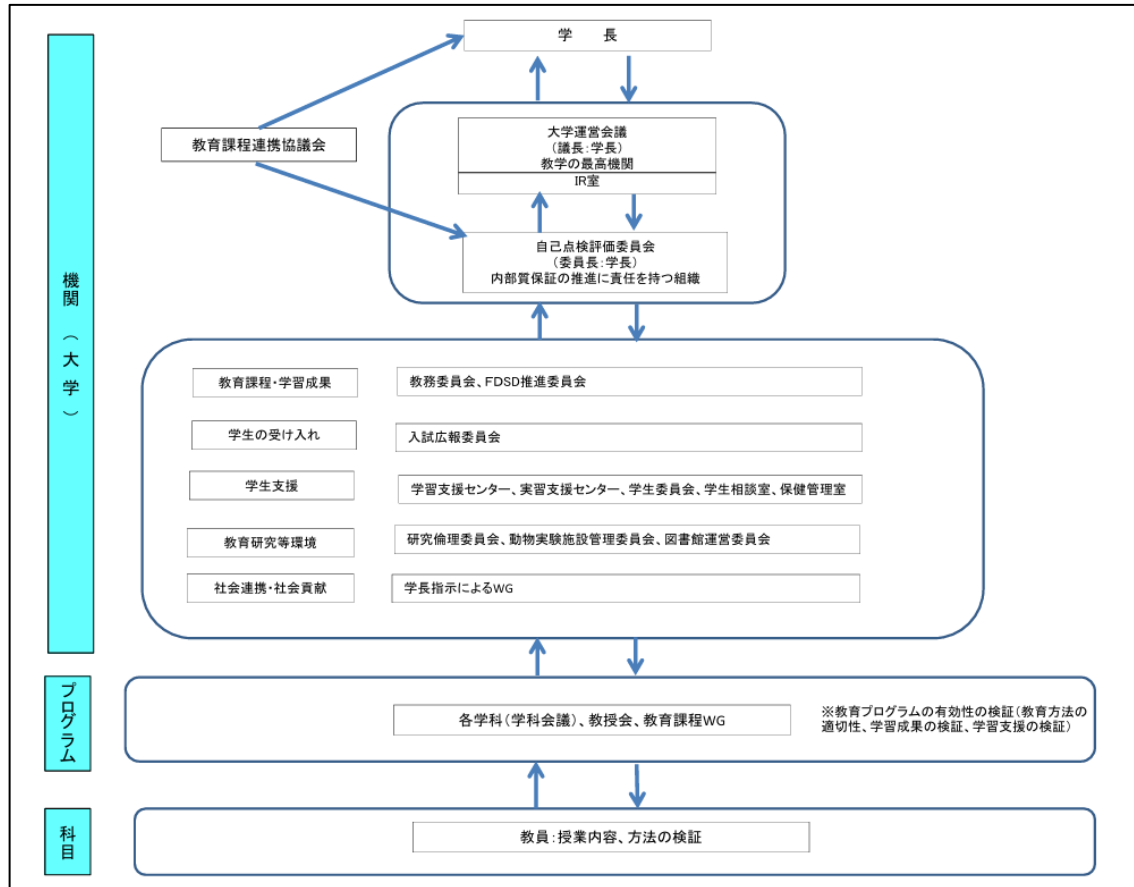
本学は、「内部質保証に関する方針」を策定し、全学的に教育の質の維持・向上を図ることを基本姿勢とし、教育課程の適切な設計・実施・評価・改善を繰り返すこと（PDCA サイクル）を通じて、学生の学修成果を最大化することを目指している。

内部質保証の基本方針に基づき、アセスメントプランを機関（大学）レベル、学位プログラム（学科）レベル、科目レベルで設定し、それぞれのレベルで主要な指標等を示している。その上で主な指標による検証の目安・留意点を明記し、評価を行うこととしている。

B. 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

本学においては、建学の精神および教育理念に基づき、教育研究の質の継続的な向上を目的とした内部質保証体制を整備している。

本学の内部質保証に関する体制は以下の図の通りである。



C. 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

内部質保証を担う中核組織として、「自己点検・評価委員会」を設置し、定期的に会議を開催している。さらに、これらの委員会での議論は、学長を中心とする「運営会議」において最終的に承認・実行される体制となっており、全学的な質保証のサイクルが確立されている。

各委員会には教員だけでなく職員も参画しており、現場の実情を踏まえた実効性ある運用がなされている。教員は各学科から選出され、事務局についても総務グループ、学生支援グループ、入試広報グループの各部門が委員会活動を支援し、組織的な連携を図っている。

以上のように、本学では内部質保証に関する方針を定め、その実現のための組織および責任体制を明確に整備しており、教育の質の継続的な向上に資する体制が機能している。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【資料 2-2-1 びわこリハビリテーション専門職大学 自己点検・評価規程】

【資料 2-2-2 令和 5 年度 自己評価書】

A. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

本学では、「自己点検・評価委員会」を中心に、大学の教育・研究・社会貢献・学生支援等の各分野にわたる自己点検・評価を、自主的かつ自律的に実施している。評価は大学の教育目的および中長期計画に基づいて実施され、内部質保証サイクル（PDCA サイクル）の一環として組織的に運用されている。

B. エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に行っているか。

「自己点検・評価委員会」には、各学科および関連部署からの代表者が委員として参画し、それぞれの視点から、客観的資料に基づき、現状の課題や成果について検証を行っている。

C. 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

評価結果は毎年度、報告書にまとめられホームページに公表している。

また、2024 年度の自己点検評価報告書からは学内の slack 上で教職員、学生に対しても公開、共有する。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【資料 2-1-3 びわこリハビリテーション専門職大学 教学 IR 室規程】

A. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

自己点検・評価は毎年度実施されており、教学 IR (Institutional Research) のデータを活用して、定量的かつ定性的なエビデンスに基づく評価が行われている。例えば、学生の学修成果、履修状況、卒業後の進路状況、授業アンケート結果などが分析対象とされており、これらを踏まえて改善提案がなされる。また、学外評価機関の指針や評価項目も参照し、客観性を保った点検・評価を心がけている。

評価結果は、学長および各部局長への報告を経て、教職員会議等を通じて全学的に共有される。必要に応じて、学内ポータルサイトや内部報告書の形で教職員に公開され、フィードバックが可能な体制を整備している。また、教育改善や業務改善に向けた具体的なアクションプランが策定され、各部局にて実行されることにより、質の向上に繋がっている。

本学では、教学マネジメントの一環として IR 機能の強化を図っており、学内のデータ収集・分析は教学 IR 室が担当している。学生情報、授業評価、進路実績、教員活動実績など、多角的なデータの蓄積と分析が可能な環境が整っており、それに基づいて現状把握および課題抽出ができる。今後は事務部門と教学 IR 室が連携し、必要なデータの一元管理と定期的な更新を行う仕組みを整備する予定である。

2-3. 内部質保証の機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【資料 2-3-1 各種学生アンケートの実施と内部質保証システム図】

【資料 2-3-2 FD・SD 推進委員会規程、教学 IR 室規程】

A. アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

本学では、学生からの意見・要望を把握するために、授業評価アンケート、学修行動調査、卒業生アンケートの実施に加え、slack 上での意見・要望の受付窓口を設置し、内容に応じて各組織が対応する仕組みとなっている。

授業評価アンケートは専任教員担当科目において中間アンケート、終講アンケートを実施している（非常勤講師担当科目は任意実施）。中間アンケートは、各科目担当教員の責任において残りの授業回の改善に活かすこととし、全体の集計対象とはしていない。一方、終講アンケートは、FD・SD 推進委員会で集計し、学内及びホームページに集計結果を公開している。

学修行動調査（全学年：12 月実施）、卒業生アンケート（卒業確定した 4 年生：2 月実施）の各種学生アンケートは、教学 IR 室が実施し、学生の学修・学生生活状況の集計結果をホームページに公開している。

これらのアンケートのほか、日常的な意見・要望受付は slack に事務センター各グループが問い合わせチャンネルを設け、ワークフローに必要事項を書き込むことで事務センター各グループへ届き、必要に応じて改善することとしている。

B. 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

上述のとおり、授業評価終講アンケートにおいては各科目担当教員が自由記述意見を踏まえ、それぞれ改善策に努めている。授業評価終講アンケートは、「職業実践科目以外」「理学療法職業実践科目」「作業療法職業実践科目」「言語聴覚療法職業実践科目」の 4 区分とし、各区分で 50%前後の回答率に達して前年度の 20%程度から大きく回答率が

上がった。これは、科目担当教員に対して授業内で時間を確保して実施するように要請した結果である。専任教員担当科目に限ると前期 65.3%、後期 52.1%となった。しかしながら、回答率が上昇した一方で学生にとっては意見が改善につながっているのかが見えづらい。この点を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）以降は FD・SD 推進委員会がフィードバックシート様式を作成し、このシートを manaba に掲載することで、当該科目に対する評価や授業改善の姿勢が学生に伝わるようにする。

学修行動調査についても、令和 5 年度（2023 年度）の 22.9%から令和 6 年度（2024 年度）には 69.0%となり、回答率が向上した。卒業生アンケートの回答率は、令和 5 年度（2023 年度）の 82.6%から令和 6 年度（2024 年度）は 51.6%に下降した。両アンケートともに、令和 6 年度（2024 年度）実施分以降、自由記述回答で挙げた学生の意見・要望のうち、複数の意見や重要な指摘（施設設備、国家試験対策等）に対しては、大学・各学科の考え方や改善策を担当組織（学科、各委員会、事務センター等）が検討し、運営会議の承認を得て、具体的なコメントを学内 slack 及びホームページに集計まとめと併せて公表することとした。また、学生に対して大学がこのような取り組みを取り入れたことを学期始めのオリエンテーションで説明している。改善の必要性を認めなかった意見に対しても、その理由を学生にフィードバックすることとしている。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

A. 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

【資料 2-3-3 学外関係者の意見要望を汲み上げと改善向上のシステム図】

【資料 2-3-4 教育課程連携協議会規程】

学外関係者の意見を反映する仕組みを【資料 2-3-3】に示している。教育課程連携協議会は、専門職大学に必置の機関であり、毎年度前期・後期の各学期末に実施している。各学科の学生修学状況、単位修得や国家試験合格率等の状況に関する報告、高等教育機関をめぐる情勢等の情報共有を行っている。令和 6 年度（2024 年度）以降の新カリキュラムでは、この協議会で出された意見を反映し、科目の追加・改編を進めた。具体的には、基礎科目には Excel の基礎習熟を目指す「データサイエンス入門」の新設、展開科目の「ロボット工学活用論」（理学療法学科）、「ICT 活用論」（作業療法学科）が挙げられる。

医療機関・福祉施設等の実習先との意見交換は、実習前の臨床実習指導者会議、実習期間中の巡回指導、合同就職説明会の各機会を通じて実施している。特に、実習先からの評価は教育課程の改善や実践的教育の見直しに役立てており、実際、新カリキュラムでは実習履修要件や再履修方法をより厳格化した。これらに加えて、令和 7 年度（2025 年度）以降は卒業後 1 年を経過した卒業生の就職先に対して、卒業生のカリキュラム・ポリシーの達成度等を評価していただくことを目的としてアンケートを実施することとしている。

職能団体との連携については、各学科の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格

を持つ教員が、滋賀県理学療法士会・滋賀県作業療法士会・滋賀県言語聴覚士会に所属し、3職種ともに県内唯一の養成校として、各士会と緊密な連携関係を築いている。指定規則の要件を満たすための臨床実習指導者講習会開催への協力、生涯学習の研修講師の担当のほか、本学学生のゼミ学修の成果を学会発表するなどしている。教育課程連携協議会構成員として各士会会長が参画していることから、各士会との定期的な意見交換の機会を設けていないものの、プロパー専任教員の教育研究活動を各士会に還元しながら、各士会の研修活動で得られた成果を日常の授業展開やキャリア支援に活用している。

保護者からの意見反映の機会としては、毎年度5月、2・3年生の保護者を対象に保護者懇談会を実施している。全体説明会（学修への取り組み、国家試験、就職支援）の後に学科別説明会を行い、改善要望が挙げられた点を所管の組織に意見共有し、必要に応じて改善することとしている。その他、保護者と担任教員・事務職員との日常的な連絡対応の中で改善に資する意見が寄せられた際も、同様に所管組織につないで必要に応じて回答・改善している。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A. 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

本学では、自己点検・評価委員会が内部質保証を行う委員会として設置されている。自己点検評価委員会は、教学 IR 室、FD・SD 推進委員会が取りまとめたデータと教務委員会及び入試委員会において、3つのポリシーと教育課程、学修成果及び入試結果の整合性、妥当性の評価を行う。評価結果は運営会議に報告され、運営会議において検証し、必要に応じて改善の指示を出す体制となっており、教育研究、入試実施体制の改善、向上に反映している。

B. 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

自己点検・評価等によって抽出された課題は、事業計画及び中期計画に盛り込まれ改善計画が立てられる。立てられた計画は各委員会で改善案が作成され、運営会議、教授会へ上程される。運営会議、教授会は改善案を審議、承認したのち、事業報告、中期計画の進捗状況に反映させ、理事会に提出する。

以上のように改善・向上のための内部質保証は適切に機能している。

C. 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

令和 5 年度（2023 年度）までの自己点検評価報告書、分野別認証評価の結果に関しては、ホームページ上に公開しているが、積極的な説明をしているか、という点に関しては十分ではない。そのため、令和 6 年度（2024 年度）の報告書からは、学内のコミュニケーションツールを活用して教職員、学生に対して通知するとともに、教育課程連携協議会においても説明を行うこととした。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

成果が出ている点は、授業評価アンケートや学修行動調査の回答率が大きく向上し、より多くの学生意見を聞くことができた点である。

特色ある取組みは、学修行動調査等の各種学生アンケートを通じて得られた学生の意見・要望のうち、特に重要な指摘に対して、担当組織（学科、各委員会、事務センター等）が検討し、その考え方・改善策に関するコメントを学内及び学外（本学ホームページ）に掲載したことが挙げられる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6 年度（2024 年度）に実施したアンケート結果の活用が一部教員や部局に留まっており、大学全体としての分析・改善への展開に課題があった。その結果を踏まえて令和 7 年度（2025 年度）は、アンケートの実施方法、学生へのフィードバックの方法、学内での活用方法について改善を行った。

また、PDCA が形式的な運用に留まる委員会もあり、特に「評価結果の分析と改善」へのつながりが弱いケースが存在した。また、学部・学科レベルでの活動が大学全体の質保証に反映されていない面があることが明らかになり、今後、改善していくこととなった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7 年度（2025 年度）から、学生の意見を大学運営により反映するため、分析結果の学内共有と学生へのフィードバック方法を強化し、「意見が活かされた実感」を持てるような仕組みの運用を開始した。学修行動調査及び卒業生アンケートの結果を学生にも周知したこと、学生の自由記述回答で得られた意見・要望に対して大学・学科の考え方や改善方策を掲載したこと、専任教員担当科目の授業評価アンケートフィードバックシートを義務化して履修学生に向けて掲載することとしている。

PDCA サイクルを「記録するだけ」で終わらせず、次のアクションへ結びつける運用強化を図る。また、教学 IR 機能の明確化と組織的強化、各部局間の連携強化により、内部質保証体制の全学的な有機的連携を目指す。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

【資料 F-3】 びわこリハビリテーション専門職大学学則

【資料 F-4】 2025 年度入試ガイド

【資料 3-1-1】 本学ホームページ（3つのポリシー）

<https://bpur.aino.ac.jp/policies/>

本学ホームページ（教育理念／アドミッション・ポリシー）

<https://bpur.aino.ac.jp/admission/>

学校法人藍野大学の建学の精神と教育理念に基づき、学則に定める本学の目的および学部・学科の教育研究上の目的を達成するために、アドミッション・ポリシーを含む3つのポリシーを一体的に策定している。アドミッション・ポリシーは、学力の三要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協調性」）を柱として、本学を志望する受験生に理解しやすい表現を用い、本学が求める学生像が明確になるよう工夫している。

アドミッション・ポリシーは学科ごとに定められており、入試ガイド、ホームページに明示して広く学内外に公開している。ホームページには、さらに高校生・受験生専用サイトを設けることで、受験生への周知に努めている。オープンキャンパスや高等学校での進路相談会においては、参加した本学志望者に対し、教育内容や入試制度の案内と併せてアドミッション・ポリシーを説明し周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿って多面的な評価を行う総合型選抜入試においては、事前実施する「相談会」の参加を受験生の必須条件とし、本学教員による講義で周知を図っている。他にも、高校訪問や高校教員対象の大学説明会を通じ、高等学校の教員への周知にも努めている。

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【資料 F-4】 2025 年度 入試ガイド

【資料 3-1-2、3-1-3】 びわこリハビリテーション専門職大学 入試委員会規程

【資料 3-1-a】 入学試験監督要領

【資料 3-1-b】 2024 年度入試委員会議事録

本学の入学者選抜は、文部科学省より通知される「大学入学者選抜実施要項」に基づいて、総合型選抜入試、学校推薦型選抜入試（指定校推薦入試、公募制推薦入試）、一般選抜入試、社会人選抜入試を実施している。本学がアドミッション・ポリシーで示す資質を多面的に評価できるよう、入試区分に応じて工夫した選抜方法と評価基準を整備しており、それを受験生が理解できるよう、アドミッション・ポリシーと選抜方法との対応・関係性

を入試ガイドでわかりやすく明示している。また、高等学校既卒者や社会人経験者など多様な背景を持つ入学生を確保できるよう努めており、社会人選抜入試を実施するだけでなく、社会人入学生を対象とする「社会人学び直し支援スカラシップ制度」を設けて経済的な支援も行っている。

令和7年度（2025年度）入学者選抜における入学定員と、入試区分ごとの募集人員は下表のとおりである。

表 3-1-1

学科	理学療法学科	作業療法学科	言語聴覚療法学科
入学定員	70名	30名	20名
総合型選抜入試	25名	11名	6名
学校推薦型選抜入試 (指定校推薦入試)	18名	10名	6名
学校推薦型選抜入試 (公募制推薦入試)	16名	4名	4名
一般選抜入試	11名	5名	4名
社会人選抜入試	若干名	若干名	若干名

入学者選抜の運営は、入試委員会が主体となっており、事務センターの入試広報グループがその事務を補助する体制としている。合理的配慮が必要な受験生への代替措置についても、入試委員会が主体となっており対応している。入学者選抜を公正かつ適切に行うため、実施においては入学試験監督要領を定め、試験監督を担当する教員に事前配付している。入試問題については、入試委員長を中心に試験科目の出題者・採点者による入試問題作成ワーキンググループを組織し、必要な人員を配置して作成するとともに、複数名での内容チェックを行うなど細心の注意を払っている。合否判定は入試委員会で合格者案を検討・作成し、教授会で審議の後、学長が最終決定している。

全ての入学者選抜が終了後は、入試委員会において、出願者数・入学者数・受験者の成績等について総括するとともに、選抜方法や面接内容がアドミッション・ポリシーに基づき適切であったか確認している。その内容を踏まえ、次年度以降の入試制度について検討し、出願資格や選抜方法等について決定している。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【資料 3-1-c】 リハビリ専門職の紹介リーフレット

【資料 3-1-d】 びわこリハビリテーション専門職大学広報委員会規程

【資料 3-1-e】 2024年度広報委員会議事録

【資料 3-1-f】 本学インスタグラム

https://www.instagram.com/biwako_rehabilitation/

本学が開設されてからの、年度ごとの入学者数と入学定員充足率は下表のとおりである。

表 3-1-2

年度	理学療法学科		作業療法学科		言語聴覚療法学科		合計		入学定員充足率
	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者	
令和 2 (2020)	80 名	44 名	40 名	14 名	—	—	120 名	58 名	48%
令和 3 (2021)	80 名	87 名	40 名	37 名	—	—	120 名	124 名	103%
令和 4 (2022)	80 名	83 名	40 名	28 名	—	—	120 名	111 名	93%
令和 5 (2023)	80 名	86 名	40 名	18 名	—	—	120 名	104 名	87%
令和 6 (2024)	70 名	68 名	30 名	19 名	20 名	7 名	120 名	94 名	78%
令和 7 (2025)	70 名	54 名	30 名	15 名	20 名	12 名	120 名	81 名	68%

本学が開設された令和 2 年度（2020 年度）は、広報活動による地元地域への十分な周知が足りず、定員充足に程遠い厳しい結果となった。独自の奨学金・修学支援制度の拡充や広報活動の強化等により、2 年目の令和 3 年度（2021 年度）はコロナ禍にも関わらず状況が大きく好転したものの、3 年目以降は再び定員未充足の状態が続いている。このため、言語聴覚療法学科を新設した令和 6 年度（2024 年度）には、理学療法学科および作業療法学科の入学定員を各 10 名減員することで、安定的な定員充足を目指した。しかし、民間企業を中心とする就職の売り手市場化による影響から、リハビリ専門職の志望者が減少しており、改善には至っていない。このため令和 6 年度（2024 年度）は本学の広報だけでなく、リハビリ専門職を紹介するリーフレットを作成し配布したり、地元テレビ局で CM を放送したり等、リハビリ専門職を広く認知してもらうための広報活動を積極的に展開した。

定員未充足によって授業運営に支障は出ていないものの、大学経営が健全であるためには定員充足を達成することが喫緊の課題である。これを全学的に認識し共有するため、令和 6 年度（2024 年度）は広報委員会が中心となって、広報活動の見直しを中心とする施策を検討した。具体的には、オープンキャンパスの回数や内容の見直しと学生スタッフの動員、より訴求力のある媒体業者の利用、インターネットおよび SNS の積極的な発信と活用等である。本学の特長や強みを広く浸透させ、地元滋賀で選ばれ続ける大学となるため、令和 7 年度（2025 年度）は広報活動を一層強化していく。

3-2. 学修支援

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【資料 3-2-1 修学支援に関する方針】

【資料 3-2-2 学習支援センター規程・各部会規程】

A. 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学では、学修支援の観点も含め「修学支援に関する方針」を制定し、これに基づき学修支援体制を運営している。本学はリハビリ専門職を養成する大学であるが、専門職に対する意識の希薄さや学修の困難さを抱えた学生が一定数存在し、令和 4 年度（2022 年度）～令和 5 年度（2023 年度）の各年度で 8 % 台の高い退学率を示した。この状況を改善するために、退学抑止と学生の自己実現に向けて、定期的な担任面談、上級生との関係づくり、国家試験受験指導体制などの 6 つの方針のもと、体制を整備している。

学生に対する学修上の支援は、担任（理学療法学科はチューター教員）が一義的に担当するが、成績状況、奨学金（学修支援新制度を）の情報は事務センターで把握しており、担任の依頼に基づき、情報提供している。小規模な大学であり、関係組織（各学科、委員会・センター）間の連携が円滑に行われている。また、令和 6 年度（2024 年度）から 2 キャンパス体制となり、1 年生と上級生が別のキャンパスに通学することから、入学前教育、新入生オリエンテーション、ピアサポーターに至る一連の流れをつくり、1 年生が上級生と関わる機会を意図的に設けている。

②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

【資料 3-2-3 スチューデントジョブ規程、ピアサポート実施要項】

【資料 3-2-4 学生便覧、シラバス、研究室前の表示】

【資料 3-2-5 障がい学生等学修支援に関する指針、配慮依頼書】

【資料 3-2-6 各学科退学傾向・要因分析、学習支援センター規程】

A. 学修支援のために、TA や SA(Student Assistant) などを適切に活用しているか。

学習支援センターが所管し、ピアサポーター制度を導入している。これは大学院を設置していないために TA 制度を導入できないことから、SA に相当する施策として位置づけている。令和 6 年度（2024 年度）からびわこ八日市キャンパスが開設され、1 年生と上級生の所属キャンパスが離れたことを契機とし、上級生とのつながりを持つ目的も含まれている。各学科 2 年生の数名がピアサポーターに登録され、学内規程に基づいたスチューデントジョブ（学内アルバイト）として、1 年生の学習相談や学生生活上の心配

ごとにアドバイスをしている。

B. オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

本学では、各教員がオフィスアワーを設け、学生が自由に相談できる時間を確保している。Web シラバスにてオフィスアワーの情報を周知するとともに、各研究室、学内の掲示板にもオフィスアワーを掲示し、学生が利用しやすいような環境を整えている。また、オフィスアワー以外では manaba を通じて Web 上で質問等に対応できるようにしている。

C. 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

障がいのある学生に対しては、学習支援センター合理的配慮等支援検討部会が窓口となり、個々の状況に応じた合理的配慮を一元的に行う体制が整っている。「障がい学生等修学支援に関する指針」に基づき、申請希望者から配慮申請書が提出され、面談による申請書内容の確認を経て、配慮計画を策定する。配慮計画は、学習支援センター運営委員会及び学長の承認を経て、申請者本人への説明・同意の後、配慮依頼書が関係教職員に配布され、実際に配慮が開始される。配慮対象者の状況については定期的に確認し、配慮を継続するか終了するかの判断を行っている。

D. 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

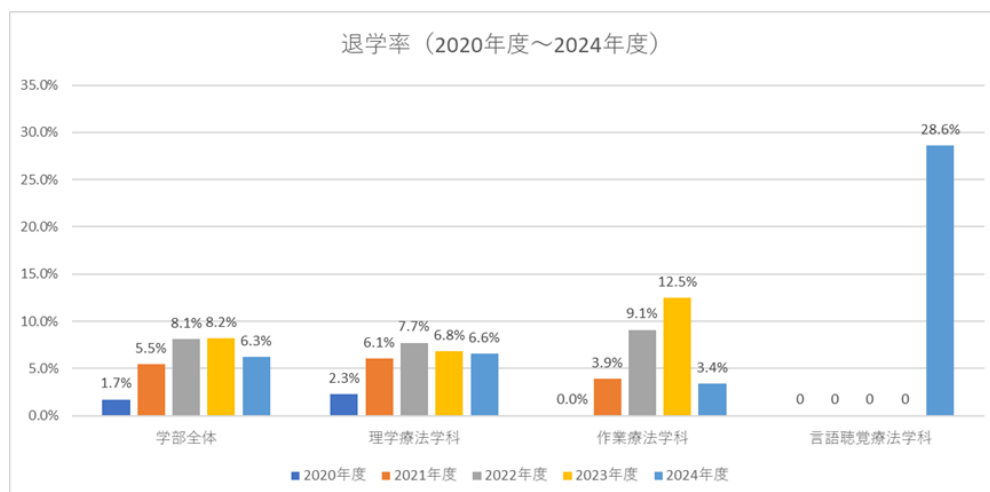


図 3-2 学部全体及び各学科退学率の推移（2020 年度～2024 年度）

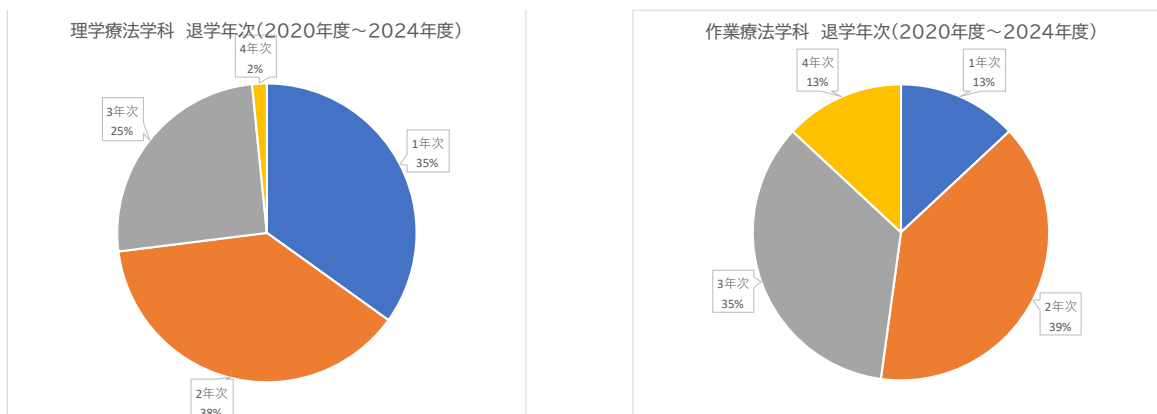


図 3-3 理学療法学科及び作業療法学科の退学者学年別内訳 (2020 年度～2024 年度)

図 3-2 は令和 2 年度 (2020 年度) ～令和 6 年度 (2024 年度) までの 5 か年の退学率の推移を示している。特に、令和 4 年度 (2022 年度) ～令和 5 年度 2023 年度の 2 か年に学部全体の退学率が 8 % 台に達した。また、図 3-3 は同じ 5 か年の退学者の学年別内訳である。理学療法学科では 1・2 年次での退学が 70% 以上を占め、低学年の理論科目 (指定規則上の専門基礎分野) を中心とした学修不振が退学につながっている。一方、作業療法学科は比較的 3・4 年次での退学が目立っており、1・2 年次の学修不振による退学と、3・4 年次の長期の臨地実務実習の不適応や進路の不一致に傾向が大別される。これらの状況から退学抑止のため、以下の対策を実施している。

- ・モチベーション維持・向上を狙った入学前教育の講義実施 (履修要件、退学率・4 年卒業率の実状を説明し、高校までの学習とは異なり努力なしでは国試受験や卒業ができないことを強調)
- ・担任 (理学療法学科はチューター) による定期的な面談
- ・欠席 1/3 (試験受験資格の喪失) に迫る学生に対し、各科目担当教員から manaba を通じて警告
- ・授業出席不良者に対する担任指導 (必要に応じて保護者にも連絡)
- ・各学期成績不良者 (必修科目不合格者) に対し、卒業に 5 年以上を要する可能性が高い旨の保護者連絡

これらの指導経過は各学科内での共有に加え、当該学科の授業を担当する兼任教員にも指導記録が共有されている。必要に応じて事務センターとも共有される。

また、精神面で不安を持つ学生については、心理カウンセラーとも連携し、早期に対応を図ることとしている。その上で教育的な配慮が必要だと考えられる事例に対しては、学習支援センターへ報告し、対応する体制を整備している。

休学者は学部全体で毎年度 1～2 名であり、休学を経て進路を検討する事例もあるが、休学を経ずに退学する事例がほとんどである。また、卒業に 5 年以上を要する者 (修業年限超過者) は、学部全体で毎年度 1～4 名程度であり、必修科目の再履修や 3 年次以降の長期の臨床実習不合格による卒業延期である。

このように、個別指導の強化に加え、必要に応じて学習支援、生活支援を図ることで学生の不安を早期に解消し、中退、休学の抑止に努めている。

3-3. キャリア支援

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

【資料 3-3-1 キャリア支援に関する方針】

【資料 3-3-2 キャリア支援に関する授業科目名一覧】

A. キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

一般的に、キャリア教育は勤労観・職業観、資格取得・就職対策、将来設計、インターンシップの要素が含まれる。本学ではリハビリテーション専門職として将来就業することを前提に、これに特化したキャリア教育を実施している。

1年次には「社会学」において家族・子育て段階のライフステージやジェンダーを学び、「リハビリテーション概論」等の専門科目においてリハビリ職の資質、倫理観、職務について学ぶ。リハビリ職に不可欠な態度・接遇については、学内の各実習科目及び見学実習等の臨地実務実習（臨床実習）の事前指導で修得する。各学科の学内実習と並行し、「理学療法管理学」（4年次）、「作業療法管理と職業倫理」（3年次）、「言語聴覚療法管理学」（3年次）の各科目を通じて、さらに専門職としての倫理観や社会的役割への理解を深める。事実上、臨地実務実習がインターンシップに相当し、特に3年次以降の長期の臨地実務実習は、専門職としての素養・資質を学生自身が確かめる機会となる。

併せて、展開科目において「起業者論」、「施設起業運営論」の各科目を設け、地域共生社会において一定のリハビリ職を経た後の起業を視野に入れた教育を実施している。4年間の総まとめの科目である「協働連携論」は、事例研究を通じて多職種連携を理解することとしている。

②キャリア支援体制の整備

【資料 3-3-3 キャリア支援センター規程】

A. 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

本学ではキャリア支援センターを設置し、学生一人ひとりに対して丁寧な進路相談・支援を行う体制を整備している。キャリア支援センターでは、4年生向けのイベント開催を中心としつつ、低学年におけるキャリアガイダンスや進路希望調査を実施している。

リハビリ職志望の学生の就職指導・相談は、各学科4年生担任教員（理学療法学科はゼミ担当）が応募先の相談や面接指導を担当している。就職ガイダンス、求人情報の提供、履歴書添削・面接指導等を通じて、学生の希望や適性に応じた支援を実施している。一方、リハビリ職以外の就職（一般就職）を希望する学生に対しては、キャリアコンサルタントの資格を有する教員が適職診断等を含めて対応している。

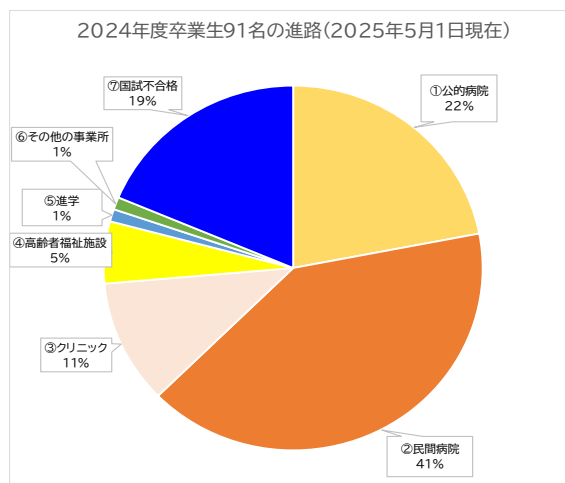


図 3-4 2024 年度卒業生の進路

就職率は1期生（2023年度卒業生）に続き、2期生（2024年度卒業生）も100%を達成している。国家試験合格者は入学当初の目標を実現し、リハビリ職として公的・民間病院、クリニック、高齢者福祉施設等に就職している。不合格者は、内定先または別の一般企業で就業し、次回の国家試験受験に向けた準備を進める者もいる（非正規雇用を含む）。

医療・福祉分野における最新の雇用動向や地域ニーズを踏まえた支援を行うことで、学生が自信を持って社会へ巣立てるようサポートしている。

3-4. 学生サービス

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

【資料 3-4-1 学生生活支援に関する方針、修学支援に関する方針】

【資料 3-4-2 学生委員会規程、学習支援センター規程】

【資料 3-4-3 学生規程、学生団体に関する取扱要項、同活動補助金に関する申し合わせ】

【資料 3-4-4 一般選抜スカラシップ規程、自宅外通学者スカラシップ規程、通学費用補助規程、スチューデントジョブ規程】

A. 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では、「学生生活支援に関する方針」、「修学支援に関する方針」を制定し、これらの方針に基づいた施策を学生委員会及び学習支援センターが所掌している。学生サービス、厚生補導は学生委員会が所掌しており、各学科教員及び学生支援グループ職員から

構成され、各学期実施のオリエンテーション統括、健康管理、各種奨学金・スカラシップ、学生自治会及び大学祭支援等を行っている。

学習支援センターは、この後の B で詳細を述べる。

B. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

本学では、学校医主導のもと、学生の身体的健康管理を実施している。さらに、心理カウンセラーと連携した学生相談体制を整備し、メンタルヘルスの維持にも配慮している。生活・経済的支援についても「学生生活支援に関する方針」に基づき学生支援グループが窓口となって個別の相談対応を行っており、経済的・家庭的背景や障がいの有無など、多様な学生ニーズに応じた支援体制を構築している。

心身の不調と学修不振が重複する事例が散見されることを踏まえ、メンタルヘルスについては学習支援センターがカウンセリングルームの運営を所掌し、必要に応じて心理カウンセラーと連携して支援を進めている。

課外活動に関しては、学生の自主的な部・サークル活動を奨励している。「学生団体に関する取扱要領」及び「学生団体の活動補助金に関する申し合わせ」に基づき、活動場所の提供や備品の貸与、活動費の補助を行っており、学生の主体性を尊重した支援を行っている。

C. 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

本学では、日本学生支援機構の奨学金制度をはじめとして、学内外の各種奨学金制度の申請に対応している。また、本学独自の経済支援制度として特待生制度を設け、成績優秀者を対象とした一般選抜スカラシップ制度等により、初年度の経済的負担の軽減を図っている。

表 3-4-1 自宅外通学者スカラシップ制度及び通学費用補助制度の支給実績
(2024 年度)

	前期	後期
自宅外スカラシップ	11 名	10 名
	1,457,500 円	1,359,500 円
通学費用補助制度	68 名	44 名
	1,770,800 円	1,226,580 円

表 3-4-1 は自宅外通学者スカラシップ制度及び通学費用補助制度の支給実績を示している。いずれの制度においても学生の申請に基づき、審査の上採用を決定している。自宅外通学者スカラシップ制度は下宿学生を対象とし、入学後 2 年間に限り家賃の半額を補助（上限：月 30,000 円）し、通学費用補助制度は自宅通学の学生を対象と

し、入学後3年間に限り10,000円を超えた分の通学定期代（上限：月10,000円）前期・後期の各4か月分を補助している。特に、通学費用補助制度はびわこ八日市キャンパスに通学する1年生の約60%が利用しており、運賃設定の高い近江鉄道での通学支援に存分に活用されている。

さらに、スチューデントジョブ制度を設け、学内アルバイトとして新入生オリエンテーション等の実行委員や地域連携イベントへの学生参画及びピアサポーター制度にこれを適用している。これらの支援策を通じて、経済的理由により修学が困難となることがないように適切かつ公正な支援を行っている。

3-5. 学修環境の整備

(1) 3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

【資料3-5-1 学校法人藍野大学 施設使用管理規程】

【資料3-5-5 本学ホームページ 情報公開【13】 耐震化状況調査】

【資料3-5-2 Web ツールのログイン方法と利用場面、新入生 slack ログインマニュアル、manabaについて（使い方）、図書館オリエンテーション資料】

【資料3-5-3 図書館規程、図書館運営委員会規程、図書館利用規程】

【資料3-5-4 図書館利用案内】

【資料3-5-6 臨地実務実習施設一覧】（直近の変更承認申請の実習施設総括表）

A. 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

本学は、豊かな自然に囲まれた「びわこ東近江キャンパス」と、公共交通機関へのアクセスに優れた都市型の「びわこ八日市キャンパス」の2拠点体制を有している。専門職大学設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、言語聴覚士学校養成所指定規則に加え、（本来は専門学校が遵守すべき）理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインにも準拠し、講義室、実習室、研究室、図書館などが適切に配置され、教育研究の目的に応じた施設整備が進められている。また、施設は日常的に点検・保守され、衛生面・安全面においても適切に管理されている。

B. 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

両キャンパスには、快適な学修環境を提供するための設備が整っている。講義室は明るく、冷暖房・照明が適切に管理され、座席や机も長時間の受講に配慮した仕様となっており、学修支援のための自習スペースや学生ラウンジも配置され、個別学修に柔軟に対応できるように設計している。両キャンパス間で無料のスクールバスも運行し、キャンパス間

の移動も支援を行っている。

C. ICT 環境を適切に整備しているか。

両キャンパスともに全館で Wi-Fi が整備されており、LMS (manaba) の活用、オンライン授業や資料配信、課題提出の運用が安定して行われている。教室にはプロジェクターや遠隔授業用カメラなど ICT 機器との接続用モニターが常設され、対面・オンライン双方の授業に対応可能な環境が整っている。

(専門職大学のみ)

D. 実験・実習室及び付属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか。

びわこ東近江キャンパスには、理学療法、作業療法、言語聴覚療法の指定規則に対応した専門の実習室が設置され、臨床現場を模した環境での実践的な学びが可能となっている。また、地域の病院・施設との連携により、実際の臨地実務実習は滋賀県内及び京都府内の施設で概ね充足しており、学外実習の機会も安定的に確保されている。びわこ八日市キャンパスも地域連携活動や実践教育の拠点として機能している。

②図書館の有効活用

びわこ東近江キャンパスに設置された図書館及びびわこ八日市キャンパスの図書スペースでは、リハビリテーション分野を中心とする専門図書や学術雑誌、視聴覚教材を豊富に所蔵し、電子ジャーナル・データベース (メディカルオンライン、CiNii、医学中央雑誌 Web 等) へのアクセスも整備され、学内外からの利用を可能としている。学生の学修時間帯に配慮した開館スケジュールや学習相談体制も整備している。

③施設・設備の安全性・利便性

両キャンパスともにバリアフリー設計が施されており、エレベーター、多目的トイレ、スロープの設置などにより、障がいのある学生も安心して利用できる環境を整備している。

本学の各施設は耐震基準を満たしており、定期的な建物点検や防災設備の点検を実施している。防災訓練も定期的に行われ、学生・教職員の安全意識向上を図っている。災害時の連絡体制や避難マニュアルも整備しており、緊急時対応に向けた備えも計画的に講じている。

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

成果が出ている取組みは、退学率の抑止が挙げられる。令和 5 年度 (2023 年度) までの 2 か年で 8 % 台の退学率を示していた状況に危機感を持ち、学部長が率先し、SD ワークショップ実施による問題共有や、成績不振者へのフォローアップに努める施策を進めた。成績不振または心身の不安定な学生に対するフォローアップは、早期に担任教員

が保護者対応を含め適切に対応し、退学の抑止に努めている。特に、成績不振者への修学支援においては、修学支援新制度の制度拡充による影響を無視できず、学生プロフィール、成績情報、学生との日常的な窓口対応時の様子も含め、必要に応じて各担任と事務センターが情報共有を図っている。

特色のある取組みとしては、自宅外通学者スカラシップ制度及び通学費用補助制度が挙げられる。これらの制度は、琵琶湖を中心に県域が広がっている地理的な制約上、特に湖北・湖西方面在住者の通学に係る経済的負担を軽減するために設けている。さらに、びわこ八日市キャンパスは近江鉄道八日市駅近隣に立地しており、高額な運賃の補助に役立つ制度として、学生生活支援に広く活用されている。このように、大都市圏に立地する他大学では見られない制度を設け、遠方から入学・通学する学生の生活支援に寄与している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

作業療法学科と言語聴覚療法学科の入学定員未充足状態が続いており、大学全体として入学試験受験者数も減少しているため、改善の取組が必要である。

TA・SA 制度の設置やオフィスアワーの周知強化など、改善の余地がある項目も見受けられる。

加えて、令和 6 年度（2024 年度）に受審した分野別認証評価（評価機関：専門職高等教育質保証機構）では、基準 3 に係る令和 5 年度（2023 年度）までの取組みに対して「改善が望ましい点」として、「中途退学者が多く、この原因究明と対策が望まれる」との指摘を受けた。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記(2)の改善に向けた令和 7 年度（2025 年度）以降の取組みとして、以下のとおり整理する、

①入学定員未充足

(ア) 社会人入学者の志願者増

滋賀県理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会との協働での病院・福祉施設等へのポスターの配布による社会人への継続的アプローチを行い、社会人入学者の志願者増を目指す。

(イ) 入試制度の見直し

高校生の年内入試受験への比重がさらに高まっているため、また社会人の受験者増を図るため、以下の点で入試制度を改める。まず総合型選抜は 2024 年度入試で受験生に分かりやすく、受験しやすい内容へと改めた。このうち事前エントリーとしての「相談会」は、2026 年度入試より「受験対策講座」に改称し、申込方法も現行の WEB 出願システムと共通化することで、受験生の手間を簡素化し、確実な出願への流れを構築する。また、社会人選抜は、実施時期を現行の 11 月と 12 月から、12 月と 2 月の実施に改め、社会人が受験しやすい入試とする。

(ウ) 指定校推薦入試対象校のエリアの拡大

これまで募集状況が低迷する作業療法学科と新設の言語聴覚療法学科に限定し

て、指定校推薦入試対象校のエリアを拡大してきた。これを理学療法学科を含む大学全体に改め、より多くの高校に関心を持ってもらい、本学の認知度を引き上げる。

(エ) オープンキャンパスの拡充

本学はオープンキャンパス参加者からの出願率が高いことから、オープンキャンパスの開催回数・時期の見直しや、年間を通じ切れ目のない開催により、参加者の増加を図る。実施内容についても、対象者や時期に応じた魅力あるプログラムとし、本学の長が参加者に確実に伝わるよう改善する。

(オ) 資料請求数の拡大

本学は資料（大学案内）請求数が藍野大学に比べ少なく、伸び悩んでいる。これまでの媒体業者や契約内容を見直し、より多くの高校生から資料請求してもらえるよう改める。

(カ) WEB 広報の拡充

高校生の情報収集が WEB に大きく依存していることから、SNS や WEB サイトでの広報をさらに強化する。高校生から興味・関心を持ってもらえるよう、専門業者の協力を仰ぐことで発信力を強化し、特にホームページは令和 8 年度（2026 年度）の全面刷新を目指し準備する。

②TA・SA 制度

SA 制度に相当する取組みとして、令和 7 年度（2025 年度）よりピアサポーター制度を導入し、2 年生の 4 名が務めている。1 年生に向けて学科別に相談対応時間を周知し、学修方法、対人関係等の相談に対するアドバイスをを行っている。

③退学抑止

上記 3-2-(2)-①-D で述べた退学者の傾向分析を行い、退学率の抑止に向けて担任・チューターを中心としたフォローアップ体制を整備している。また、成績管理及び学修成果の検証の観点から、教務委員会が主体となり、必要に応じて三者面談を行うなど、学生及び保護者に対して成績公開後の早期に成績不振状況を通知し、修学の継続に向けた理解を得られるよう、全学科で統一した対応を取るよう申し合わせをしている。

高等教育のさまざまな用語・仕組みを熟知しておらず、事実上の卒業延期等の状況が生じたことで初めて学生の学修不振に気づく保護者も一定数いることから、成績通知書の見方の解説を充実させ、成績状況により関心を示していただくよう取り組んでいる。併せて、令和 8 年度（2026 年度）以降は保護者懇談会（5 月：2・3 年生対象）の対象を 1 年生にも拡大し、卒業・国家試験合格に至るまで、より早期に高等教育に対する保護者の啓発に資する機会とする。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【資料 4-1-1 本学ホームページ 3つのポリシー／ディプロマ・ポリシー】

A. ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、学則第 1 条及び第 4 条に定める大学・学部・学科の各目的を具現化し、各学科の新カリキュラムに係るディプロマ・ポリシーを、旧カリキュラムの 5 つから 4 つ (DP1～DP4) に集約し、これらの能力を卒業時に修得できるように科目を設定している (旧カリキュラムで制定していた学部のディプロマ・ポリシーは廃止)。学生に対しては、新入生オリエンテーション、各学期始めのオリエンテーション、学生便覧等で説明している。

また、カリキュラム・マップ及び各科目シラバスにおいて、各科目とそれぞれ対応するディプロマ・ポリシー (DP1～DP4) を明示し、学生が目標を明確にして学修を進められるようにしている。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

【資料 4-1-1 本学ホームページ 3つのポリシー／ディプロマ・ポリシー】

【資料 4-1-2 教授会規程】

【資料 4-1-3 学生に DP を説明するためのオリエンテーション資料】

【資料 4-1-4 学位規程】

【資料 4-1-5 履修及び試験に関する規程】

【資料 4-1-7 既修得単位の認定に関する規程】

A. ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

リハビリ専門職の養成においては、ディプロマ・ポリシーに適う知識・技術の修得にあたり、基礎から応用へ向かう順序性・段階性が不可欠であり、学生は科学的根拠を踏まえ、既習の知識・技術を統合して実務臨床実習の現場で実践するものとする。このことから、新カリキュラムでは 3 年次の「評価実習」(PT・OT) / 「臨床実習Ⅱ」(ST) 以降の臨地実務実習では、直前に履修する必修科目の単位修得を履修要件とし、入学時及び毎学期のオリエンテーションで必ず周知し、学生は十分に理解している。一方、進級要件は定めておらず、上述の履修要件を満たさない場合は進級するものの、臨地実務実習の履修が翌年度以降に後ろ倒しになる。

表 4-1-1 各学科の履修要件（2023 年以前入学生、2024 年度以降入学生）

2023年度以前入学生

<理学療法学科>

科目名	配当年次	履修要件
理学療法評価実習	3年次前期	「理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位を修得していること。
理学療法総合臨床実習Ⅰ	3年次後期	「理学療法評価実習」の単位を修得していること。
理学療法総合臨床実習Ⅱ	4年次前期	「理学療法総合臨床実習Ⅰ」の単位を修得していること。
理学療法地域実習	4年次前期	

<作業療法学科>

科目名	配当年次	履修要件
作業療法評価実習	3年次前期	「作業療法見学実習Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること。
作業療法総合臨床実習Ⅰ	3年次後期	「作業療法評価実習」の単位を修得していること。
作業療法総合臨床実習Ⅱ	4年次前期	「作業療法総合臨床実習Ⅰ」の単位を修得していること。
作業療法地域実習	4年次前期	

2024年度以降入学生

<理学療法学科>

科目名	配当年次	履修要件
理学療法評価実習	3年次後期	「理学療法見学実習Ⅰ」及び「理学療法見学実習Ⅱ」の単位を含め、2年次後期までの必修科目の単位をすべて修得していること。
理学療法総合臨床実習Ⅰ	3年次後期	2年次後期までの必修科目の単位をすべて修得し、かつ「理学療法評価実習」の単位を修得見込みであること。
理学療法総合臨床実習Ⅱ	4年次前期	「理学療法総合臨床実習Ⅰ」を含め、3年次後期までの必修科目の単位をすべて修得していること。
理学療法地域実習	4年次前期	

<作業療法学科>

科目名	配当年次	履修要件
作業療法評価実習	3年次後期	「作業療法見学実習Ⅰ」及び「作業療法見学実習Ⅱ」の単位を含め、2年次後期までの必修科目の単位をすべて修得していること。
作業療法総合臨床実習Ⅰ	3年次後期	2年次後期までの必修科目の単位をすべて修得し、かつ「作業療法評価実習」の単位を修得見込みであること。
作業療法総合臨床実習Ⅱ	4年次前期	「作業療法総合臨床実習Ⅰ」を含め、3年次後期までの必修科目の単位をすべて修得していること。
作業療法地域実習	4年次前期	

<言語聴覚療法学科>

科目名	配当年次	履修要件
言語聴覚臨床実習Ⅰ	2年次後期	1年次後期までの必修科目の単位をすべて修得していること。
言語聴覚臨床実習Ⅱ	3年次後期	「言語聴覚臨床実習Ⅰ」を含め、2年次後期までの必修科目の単位をすべて修得していること。
言語聴覚臨床実習Ⅲ	4年次前期	
言語聴覚学総合実習Ⅰ	4年次後期	「言語聴覚臨床実習Ⅱ」を含め、3年次後期までの必修科目の単位をすべて修得していること。
言語聴覚学総合実習Ⅱ	4年次後期	

シラバスでは授業科目ごとに成績評価方法を明示し、学生に周知している。各学科の履修要件、卒業要件等の履修上の注意点も学生便覧に明記するとともに、各学期始めのオリエンテーションを通じて学生が理解できるようにしている。

成績評価は学則第 20 条に基づき、シラバス掲載の成績評価方法により担当教員が厳正に行う。試験受験（成績評価）資格は、「履修及び試験に関する規程」第 13 条に基づき、①履修登録している者、②出席時間数が授業時間の 2/3 以上であること、③当該学期の学費を納入していること の 3 点である。特に②については、各科目担当教員が出席管理を行い、欠席上限回数に達した場合は警告を、欠席上限回数を超えて欠席した場合は試験受験資格を失った旨を当該学生に通知する。その上で、定期試験結果を踏まえた成績評価は、学則第 17 条及び教授会規程第 6 条に基づき、教授会で審議した上で学長が各科目 60 点以上の学修成果を修めた者に対して単位を認定する。

また、「既修得単位の認定に関する規程」を制定し、他の高等教育機関での単位修得及び社会人実務経験を通じた実績を認定する制度を設けている。提出された証明書及びシラバスに基づき、本学開講科目と同等の内容・単位数であると担当教員が認める場合は、教授会で審議の上、既修得単位として認定し、申請学生が入学後に学修を軽減できるようにしている。

以上のことから、単位認定基準及び卒業認定基準の策定と周知が適切に行われ、厳正に運用されているといえる。

B. ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

卒業要件は、学生便覧及び教育課程表にディプロマ・ポリシー及び卒業要件を明記するとともに、各学期始めのオリエンテーションで学科別に説明している。各科目群の選択科目の履修登録に大きく関わる点であることから、新年度オリエンテーションでは各学科・学年で登録すべき選択科目の必要単位数を学生便覧の該当ページを参照し、指導している。履修登録期間の後、教務システム上の履修登録状況を事務センターが点検し、不備のある場合は教務委員会で審議の上、履修登録を認める場合がある。

卒業認定は、学則 22 条に規定する卒業要件を満たした学生がディプロマ・ポリシーに適った者と判断するものとし、教務システムから 4 年生の単位修得状況を抽出した上で各学科の卒業要件を満たしている者が卒業判定の対象者となる。学則 23 条、学位規程第 4 条及び教授会規程第 6 条に基づき、毎年度 1 月の教授会で審議の上、学長が卒業認定を行う。

以上のことから、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を適切に定め、周知し、厳正に適用しているといえる。

(専門職大学のみ)

C. 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力について単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

本学では、「既修得単位の認定に関する規程」に基づき、入学時に学生の申請を受け付けている。実用英語技能検定 2 級及び TOEIC500 点以上のスキルを有する者は、審査を省略し、教授会で審議の上、「英語」の既修得単位として認定する。この他、既卒の大学や短期大学等において修得した単位は、既修科目の内容を科目担当教員の審査を経て、本学科目の履修とみなし、既修得単位に認定している。また、同規程第 8 条では、入学前の社会人経験を通じた実践的な能力についても同様に、審査を経て教授会で審議の上、既修得単位として認定する。

これらの制度は本学入学試験合格者に合格通知とともに案内を同封して周知し、入学時の所定の期間内に申請を受け付けている。

4-2. 教育課程及び教授方法

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【資料 4-2-1 本学ホームページ 3つのポリシー／カリキュラム・ポリシー
<https://bpur.aino.ac.jp/policies/>】

【資料 4-2-2 運営会議規程】

【資料 4-2-3 学生に CP を説明するためのオリエンテーション資料】

【資料 4-2-6 運営会議規程、教務委員会規程】

A. カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

各学科のディプロマ・ポリシーとして掲げる人材像を形成するために、配当する科目の目的・コンセプトをカリキュラム・ポリシーとして明示している。本学では、2024年度以降の新カリキュラム制定とともに3つのポリシーを改定し、学部のカリキュラム・ポリシーを廃止し、各学科（学位プログラム）別に定めている。

カリキュラム・ポリシーの改定に際しては、教務委員会で検討された後、教授会の意見を聞いた上で最終的に運営会議の審議を経て、学長が定める。

カリキュラム・ポリシーは学生便覧に掲載するとともに、各学期始めのオリエンテーションで学科別に説明している。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

A. カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

令和5年度（2023年度）以前（旧カリキュラム）及び令和6年度（2024年度）以降（新カリキュラム）の各カリキュラム・ポリシーは、ともにディプロマ・ポリシーを起点として策定されており、いずれも一貫性を有していることが明らかである。

旧カリキュラムのカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと1対1の対応関係としていたが、総花的・網羅的な表現で学生がわかりにくい内容であった。このことを踏まえ、新カリキュラムのカリキュラム・ポリシーは、各科目群別の項目立てとし、科目群に配当する科目とその目的を明確にしている。また、学部全体のポリシーと各学科のポリシーが近似しており特筆すべき有用性が見出せなかったことから、新カリキュラムでは各学科のポリシーのみに整理した。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【資料 4-2-4 カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー】

【資料 4-2-5 履修及び試験に関する規程】

【資料 4-2-7 シラバス作成要領】

【資料 4-2-9 教育課程連携協議会議事要旨】

A. カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

上記②A で述べたとおり、新カリキュラムのカリキュラム・ポリシーでは科目群別に項目を立てており、基礎科目、理論科目、職業実践科目、展開科目、総合科目の各科目群に配当する科目をポリシーに則して配当している。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成校であり、卒業時に国家試験受験資格を付与するために、各指定規則に基づくカリキュラムでなくてはならない。したがって、本学の教育課程の基礎科目が指定規則上の「基礎分野」（人文社会・自然科学の各基礎的な思考を修得する科目）に、理論科目が「専門基礎分野」（基礎医学・臨床医学、社会福祉等の人の心身のしくみや医療福祉制度を学び、専門科目で学ぶ知識・技術の裏付けになる科目）に、職業実践科目が「専門科目」（対象者の状態を評価し、適切なリハビリテーションを行う知識・技術を修得する科目）にそれぞれ概ね、対応させている。さらに、専門職大学設置基準では「展開科目」及び「総合科目」が必置となっており、これらの科目群内の一部を指定規則の教育内容に充当しているものもある。したがって、本学のカリキュラム・ポリシーは各指定規則との整合性も念頭に策定されている。また、旧カリキュラムでは講義科目、学内実習科目ともに1単位 30 時間配当を基本としていたことから、単位制の趣旨（授業時間外の自己学修）が非常に説明しづらい点を改善し、新カリキュラムでは講義科目は1単位 15 時間、演習科目及び学内実習科目は1単位 30 時間とし、シラバスにおいて適切な授業外学修の時間の目安を記載するようにした。

学科の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関係性や、各指定規則との科目対応関係は、カリキュラム・ツリー及びカリキュラム・マップの図表でわかりやすく整理している。特に、カリキュラム・ツリーでは、各指定規則の教育内容について履修順序がわかるように科目が掲載されており、体系的な教育課程であることが明らかである。

B. シラバスを適切に整備しているか。

シラバスに記載する項目は、科目名、配当年次、単位数、時間数、必修・選択の別その他、以下のとおりである。

- ・授業概要・到達目標
- ・履修要件
- ・学位授与方針との関連
- ・各回授業計画
- ・課題・評価方法
- ・教科書
- ・参考書
- ・授業時間外の学習
- ・備考（実務経験、受講上の留意点等）
- ・オフィスアワー

上記の項目は、「シラバス作成要項」において記載すべき内容を明示し、専任教員及び非常勤講師はこれに沿ってシラバスを作成する。作成されたシラバスを1次点検（事務センター）・2次点検（教務委員中心の専任教員）を行い、加筆・修正を依頼している。完成したシラバスは、紙媒体の配布は行わずに Web シラバスとして学内外に公開されており、学生が学修を進めるにあたりいつでも閲覧できるようにしている。

C. 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

表 4-2-1 各学科・学年別の履修上限単位数

<2024 年度入学生>

	理学療法学科	作業療法学科	言語聴覚療法学科
1年次	49単位	49単位	49単位
2年次	48単位	49単位	48単位
3年次	44単位	43単位	43単位
4年次	20単位	19単位	22単位

<2025 年度入学生>

	理学療法学科	作業療法学科	言語聴覚療法学科
1年次	49単位	49単位	47単位
2年次	48単位	49単位	48単位
3年次	44単位	43単位	44単位
4年次	20単位	19単位	22単位

表 4-2-1 は、新カリキュラムにおける各学科・学年別の履修上限単位数を示している。これは「履修及び試験に関する規程」第 3 条に定められており、上限を各学科・学年の必修・選択科目の標準的な履修単位数 + 6 単位としている。旧カリキュラムでは学年を問わず 50 単位としていたが、単位制度の実質化（授業時間外の学習の確保）を踏まえ、新カリキュラムでは各学年ともに低減させた。単位制の趣旨を踏まえ、大学教育においては各学年のばらつきを抑制することが望ましいとされるが、医療従事者養成においてはカリキュラム外の国家試験対策に充てる時間の確保が不可欠であることから、本学も 4 年次の配当科目が他学年より少ない。

なお、累積 GPA が 2.50 以上の者は、各学科・学年 CAP + 3 単位の履修登録を認め、学生の興味・関心に応じてより多くの選択科目を履修できるようにしている。

(専門職大学のみ)

D. 教育課程の編成に当たり、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を涵養するよう適切に配慮しているか。

各学科の教育課程では、以下の各目的に対応するように科目を配当している。

表 4-2-2 実践的・応用的能力や人間性・職業倫理の涵養を目的とする科目

目的	新カリキュラム科目
実践的な能力及び応用的な能力の展開	<展開科目> ※ 複数学科で共通開講される主な科目のみ掲載

	「教育心理学」「教育支援論」 「マーケティング論」「施設起業運営論」「起業者論」 「障がい者スポーツ論」「障がい者スポーツ論実習」 など
豊かな人間性や職業倫理の涵養	<基礎科目> 「倫理学入門」「コミュニケーション論」 <職業実践科目> 「リハビリテーション概論」「リハビリテーション医学」「理学療法管理学」「作業療法と職業倫理」「言語聴覚療法管理学」など <展開科目> 「ボランティア論」「地域共生論」「コミュニケーション援助論」「家族支援論」など <総合科目> 「協働連携論」

○実践的な能力及び応用的な能力の展開

展開科目はリハビリ職の関連領域に係る科目の位置づけとして開設しており、今後のリハビリ職の価値を高めるための応用的な取り組みに資する教授内容である。全学科共通の科目と、学科独自の科目により構成されており、表 4-3 に記載の科目については、以下の目的で共通開講している。

- ・「教育心理学」・・・リハビリ職として5年以上就業した後に、指定規則上の養成校・養成施設の教員要件に対応する科目
- ・「教育支援論」・・・特別支援教育の制度、障がいのある子どもに対する学校教育支援の理解を目的とする科目
- ・「マーケティング論」「施設起業運営論」「起業者論」
 ・・・将来的に独立・起業する際のアントレプレナーシップを醸成する科目
- ・「障がい者スポーツ論」「障がい者スポーツ論実習」
 ・・・障がい者スポーツをリハビリ対象者の健康維持・増進や生きがいにつながる活動と捉え、リハビリ職とスポーツの接点や関わりを学ぶ科目。PT 学科・OT 学科では中級パラスポーツ指導員の資格取得が可能。

上記以外の科目も含め、リハビリ職として実践的・応用的な能力を醸成する科目が多様に配置されている。

○豊かな人間性や職業倫理の涵養

リハビリ職は、障がいや傷病により損傷を受けた人の機能回復を行う対人職である。そのために、コミュニケーションスキルの涵養に資する科目として、基礎科目に「コミュニケーション論」、医療倫理を理解する上での基礎となる「倫理学入門」を配当している。

職業実践科目では、1年次「リハビリテーション概論」「リハビリテーション医学」において各リハビリ職の職務の理解や求められる倫理について取り扱う。「理学療法

管理学」「作業療法と職業倫理」「言語聴覚療法管理学」を3年次または4年次に配当し、既習のコミュニケーション、接遇、職業倫理に関してより詳細に取り扱う。

展開科目は、リハビリ職の関連領域に係る科目の位置づけとして「ボランティア論」「地域共生論」「コミュニケーション援助論」「家族支援論」などの科目を配当している。これらの科目では、災害医療現場や地域共生社会においてリハビリ職の果たす役割を学ぶ内容を含んでおり、他のリハビリ養成校では見られない特徴的な科目である。

E. 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で教育課程の編成、見直しなどを行っているか。

新カリキュラムを編成するにあたり、令和4年度（2022年度）までの教育課程連携協議会で出された学外委員の意見を踏まえて、科目の改編を行った。具体的には、ICTの活用に関する科目として「データサイエンス入門」（全学科：必修）を新設、福祉用具の高度化に対応する科目として「ロボット工学活用論」（PT：選択）、「福祉機器と環境支援論」（OT：必修）が挙げられる。

F. 基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目の各授業科目を適切に開設しているか。

専門職大学設置基準に規定される科目群に、理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士学校の各指定規則に基づく分野を対応させ、リハビリテーション専門職に必要な実践力・応用力の養成を目指し、科目を配当している。基礎科目は概ね指定規則上の「基礎分野」に、理論科目は「専門基礎分野」に、職業実践科目は「専門分野」に対応しており、理論と各リハビリ技術を実践する場である臨地実務実習を含め、段階的に構成した教育課程を整備している。

展開科目は上述Dのとおり、リハビリ専門職の関連領域や実践的・応用的能力、豊かな人間性や職業倫理の涵養に資する科目を配置している。

総合科目は、入学時からの学んだ知識・技術の総まとめとして「協働連携論総合実習」は3学科合同で開講し、事例研究を通して各リハビリ職の専門性から多職種連携の視点を踏まえ、障がい者の回復や生活支援に寄与できることを目指す。加えて、各学科の「総合実習」「研究実習」では、臨地実務実習での体験を踏まえ、ゲストスピーカー（地域で生活する対象者）の話や事例研究を通して、学修の統合を図る。

④教養教育の実施

A. 教養教育を適切に実施しているか。

本学は「基礎科目」において幅広い視点を育む教養科目を開講し、専門知識に偏らない広い視野と柔軟な思考力を涵養している。各指定規則においては、「基礎分野」に含む教育内容として「科学的思考の基盤」「人間と生活」「社会の理解」を網羅することが求められている。

「基礎科目」の各科目は、旧カリキュラムではすべて1単位（講義科目：8コマ）としていたが、新カリキュラムでは基礎的なものの考え方や知識をより深く修得できるよ

うに学修内容を充実させ、原則2単位（講義科目：15コマ）配当とした。基礎科目は「初年次教育科目」「人間と社会系科目」「自然科学系科目」「語学教育科目」の4つの小区分を設け、各小区分を網羅するように必修・選択を指定し、上述の指定規則「基礎分野」の教育内容を満たすように卒業要件を設定している。

3学科共通で必修とする科目は、「学びの基盤」「データサイエンス入門」「心理学」「統計学」である。「学びの基盤」では大学における学修の進め方、アカデミックライティング、リハビリ職に求められる社会的スキル、Word、PowerPointの使い方を学ぶ。「データサイエンス入門」では、情報リテラシー、基本的なExcelの操作方法（平均、標準偏差、ヒストグラム等）のスキル修得を目的とし、2年次「統計学」で保健医療情報の取扱いに応用できるようにしている。「教育学」では、就業後に臨床現場でのスーパーバイザーや養成校・養成施設教員として指導的な立場に就くことを想定し、基本的な教育学の知識を修得する。上記の3学科共通の必修5科目以外の科目は、各学科の人材像を踏まえて必修・選択の別を指定している。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

【資料4-2-10 授業科目別登録者数一覧】

A. アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

本学では、講義科目であっても専任教員の担当する科目では、授業内容に応じて問題解決型学習（PBL）やグループワークを取り入れているほか、リハビリ技術習得の学内実習科目では施術者役と患者役のロールプレイなど、アクティブ・ラーニング手法を積極的に導入しており、主体的・協働的な学びを促進している。リハビリ職として就業した後、臨床現場でさまざまな対象者の状態に応じたリハビリを実践するにあたり、科学的根拠をもとに対象者への評価と治療の実践ができなくてはならない。評価から治療へのプロセスは、各対象者により必ずしも一様とは限らず、複数のアプローチが見込める場合もある。グループ内で多様な考え方を出し合い、その中から最適解を導くことで、自ら思考して適切な評価・治療を行う能力を修得できるようになるものとする。

また、授業内の活動に限らず、各担当教員の授業の進め方に応じて、manabaを通じた事前の授業資料掲載、事後の復習課題・小テストの実施、解説の掲載等、学生が授業外の学修に取り組める方法を取り入れている科目もある。

B. 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

専門職大学設置基準に基づき、クラスサイズは原則として40人以内の少人数制を基本としている。一方、「専門職大学等の設置構想のポイント」（文部科学省：令和5年3月）では「授業の一部又は全部について、主として基礎的な知識の修得を目的とする講義であって、複数のクラスで合同で実施しても教育効果を十分に上げられる場合など」はその限りではないとの見解が示されており、指定規則上の基礎科目及び専門基礎科目においては一部、複数学科合同クラスで開講している科目がある。ただ、この場合はシ

ラバスに合同開講であることを明示し、manaba を通じた授業時間外の学修に担当教員が対応できるようにしており、40 人以内のクラスと同様の十分な効果を上げているものとする。

一方、対象者への評価・治療の知識・技術を修得するには、よりきめ細かな指導体制が必要となることから、演習・学内実習科目については理学療法学科内で2クラス編成とし、40 人以内のクラスで開講し、必要に応じて補助教員を配置する科目も設けている。

4-3. 学修成果の把握・評価

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【資料 4-3-1 本学ホームページ 3つのポリシー

<https://bpur.aino.ac.jp/policies/>】

【資料 4-3-2 学生の皆さんに求める学修成果とその指標】

【資料 4-3-3 内部質保証に関する方針、アセスメントプラン】

【資料 4-3-5 2024 年度卒業生アンケート、2024 年度学修行動調査分析まとめ 2024 年度前期・後期授業評価終講アンケートまとめ】

A. 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

各学科のディプロマ・ポリシーに基づき、アセスメントプランを策定し、機関（大学）レベル、学位プログラム（学科）レベル、科目レベルの評価レベルに区分し、3つのポリシーに則した評価を行っている。

卒業時点での学修成果を示すディプロマ・ポリシーについては、4年卒業率、国家試験合格率、就職率といった直接的指標と、卒業生アンケート、学修行動調査【資料 4-3-5】による間接的指標によって到達度を示すこととしており、いずれも本学ホームページに公表している。

表 4-3-1 ホームページに公表している卒業・就職実績

4. 卒業生数および国家試験の状況

(1) 卒業生数

年度	学科	卒業生数
	2023年度卒業生	理学療法学科
	作業療法学科	7
2024年度卒業生	学科	卒業生数
	理学療法学科	66
	作業療法学科	25

(2) 4年卒業率

年度	学科	入学者数	修業年限内 卒業生数	4年卒業率
				2023年度卒業生
	作業療法学科	14	7	50.0%
2024年度卒業生	学科	入学者数	修業年限内 卒業生数	4年卒業率
	理学療法学科	89	65	73.0%
	作業療法学科	37	24	64.9%

(3) 国家試験合格率（新卒者）

年度	学科	受験者数	合格者数	合格率
	2023年度	理学療法学科	39	32
作業療法学科		7	6	85.7%
2024年度	学科	受験者数	合格者数	合格率
	理学療法学科	66	57	86.4%
	作業療法学科	25	17	68.0%

5. 就職・進学状況

年度	学科	卒業生数	進学者数	就職（※）			その他
				就職 希望者数	就職者数	就職率	
2023年度	理学療法学科	39	0	39	39	100.0%	0
	作業療法学科	7	0	6	6	100.0%	1
2024年度	学科	卒業生数	進学者数	就職 希望者数	就職者数	就職率	その他
	理学療法学科	66	0	65	65	100.0%	1
	作業療法学科	25	1	24	24	100.0%	0

（※）就職者数には、非常勤雇用を含む。

目的養成型の専門職大学であることを踏まえ、教務委員会で「学生の皆さんに求める学修成果とその指標」【資料 4-3-2】を策定した。運営会議の承認、教授会への報告を経て、2025 年度末の各学年新年度オリエンテーションにおいてこれらの指標を説明し、学生の学修意欲を喚起することとしている。

B. 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

上記Aに記載したとおり、ディプロマ・ポリシーの到達度を示す指標として、4年卒業率、国家試験合格率、就職率、卒業時アンケート、就職先アンケート等を挙げ、それぞれ結果を学内に共有している。また、在学中の学修成果としては、退学率（表 4-3）、GPA（分布・平均値・中央値）、授業評価アンケートの全体集計結果、学修行動調査により学修成果を測っている。これらのことから、卒業時や在学中の学修成果は多様な指標

に基づいて評価しているといえる。

卒業時の学修成果として最も重視する指標は、4年卒業率と国家試験合格率である。令和5年度（2023年度）（1期生）と令和6年度（2024年度）（2期生）の4年卒業率を比較すると、理学療法学科はそれぞれ88.6%、73.0%、作業療法学科はそれぞれ50.0%、64.9%である。2期生は学部の入学定員を満たして126名の入学者を迎えたが、学修や職業観に対する意識の希薄な学生が一定数いたことから退学事例が多く生じた。前に述べたとおり、学部全体の退学率は令和4年度（2022年度）～令和5年度（2023年度）の2か年で学部全体8%台を記録した。令和6年度（2024年度）は6.3%に低減し、学内の退学抑止の効果が見え始めているものの、4年卒業率の低さが高い退学率に直結している。なお、卒業に5年以上を要する学生は各年度数名に留まっている。

一方、国家試験合格率についても、1期生（令和5年度（2023年度）卒業生）に続き2期生（令和6年度（2024年度）卒業生）も両学科で新卒者の全国平均合格率を下回る結果に留まっている。令和6年度（2024年度）の各学科合格率は、理学療法学科86.4%、作業療法学科68.0%であり、それぞれの全国の新卒者合格率95.2%、92.5%に大きく及ばない結果となった。リハビリ専門職の養成校としての大きな課題であると認識し、卒業生アンケートや学修行動調査を通じて得られた学生の意見を参考とし、各学科の国家試験対策の強化に努めている。

入学時点での学修状況は、学習支援センターが1年生に基礎学力検査（国語、英語、理数）を実施し、各学年の入学時の状況を把握しており、年度ごとに有意な差は見られていない。この他、入学前教育のオンデマンド型講義（対象：総合型選抜及び学校推薦型選抜入試の入学者）に課している小テストの取組状況を各学科に共有し、未提出回の多い学生に着目して担任・チューター教員が指導の材料としている。

なお、就職先アンケートについては令和6年度（2024年度）時点では実施していない。令和5年度（2023年度）に初めて卒業生を輩出したことから、卒後1年を経過した令和7年度（2025年度）に1回目の就職先アンケートを実施し、臨床現場で勤務する卒業生の状況・評価を間接的に評価することとしている。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【資料4-3-4 教務委員会規程、FD・SD推進委員会規程】

【資料4-3-5 学修行動調査、卒業生アンケート】

【資料4-3-6 教務委員会・FD・SD推進委員会 各議事要旨】

A. 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

教務委員会は「教育課程・学修成果についての点検・評価及び改善・向上に関すること」を審議事項としている。主として、アセスメントプランの機関レベルの指標から、学生の履修状況や学修成果の点検を踏まえ、定期的な教育課程の見直しを行うことを意図している。

学修行動調査及び卒業生アンケートは、教学 IR 室が分析まとめを行い、学内及びホームページに公表し、各学科内で修学支援や国家試験対策の改善に活用している。また、学生から寄せられた意見・要望のうち、重要な指摘に対しては大学全体・各学科が改善の方向性等のコメントを作成し、オリエンテーションでその内容を説明するとともに、併せて学内及びホームページに掲載している。

授業評価アンケートは、FD・SD 推進委員会が所管している。令和 6 年度（2024 年度）までは、本学ホームページでの全体集計結果の公開に留まっていた。令和 7 年度（2025 年度）以降は、FD・SD 推進委員会を通じて当該の専任教員に各担当科目の集計結果を共有することとし、当該担当教員が「授業評価フィードバックシート」を作成し、学生に公表することとした。当該授業の到達目標と試験結果の状況、学生の自由記載意見を踏まえ、科目担当教員から学生に対する改善等のコメントを併せて記載し、当該科目の manaba 及び学内 slack で公開する予定である。

なお、令和 7 年度（2025 年度）より FD 研修に授業公開を組み入れ、教員間の相互評価を踏まえた授業改善の取り組みを開始する予定である。

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

成果が出ている取組みは、3つのポリシー及びカリキュラム改定である。旧カリキュラムの3つのポリシーが全般的に冗長な表現で、かつ学部全体のポリシーも定めていたことから学部と学科のポリシーが近似し、特に学部のポリシーが活用しづらい状況であった。このような状況から、令和 6 年度（2024 年度）の言語聴覚療法学科の設置及び新カリキュラム移行を機に、3つのポリシーを学科単位のみ策定し、特に入学後に係る2つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）は学科別の学期始めのオリエンテーションを通じて説明し、学生に浸透してきている。また、カリキュラム・ポリシーは、各学科の科目群別に策定したことにより、各科目群の特色が明確に表現されるように改定された。

改定後のカリキュラム・ポリシーに沿って配当されている教育課程は、各指定規則に準拠する必要があるため、取り扱う学修内容は総じて大きく変わるものではないが、単位数・時間数を講義科目 1 単位 15 時間、演習科目及び学内実習科目を 1 単位 30 時間に統一したことにより、単位制の趣旨を説明しやすい教育課程となり、開学当初よりもシラバスの記載項目が充実し、学生の自己学修に活用しやすくなっている。

特色ある取組みとして挙げるのは、学修行動調査や卒業生アンケート結果のフィードバック方法である。データ分析まとめに加え、学生から寄せられた重要な意見に対して、大学・学科のコメント（改善策や考え方）を併せて掲載し、学生の意見が届いている流れを展開し、今後も回答した学生の労を無駄にしないように努めていく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

完成年度が明け、1 期生・2 期生の 4 年卒業率、国家試験合格率、退学率等の卒業時の学修成果が数値で可視化できるようになり、機関（大学）レベル及び学位プログラム（学科）レベルの比較ができるようになった。

上述のとおり、本学卒業時の4年卒業率、国家試験合格率、退学率は良好とは言い難い。文部科学省の調査によると、令和6年度の全国4年制大学の退学率は2.00%（※1）であった。保健・看護系大学の退学率は5%（※2）との調査結果と比較すると、本学の令和6年度（2024年度）の退学率6.3%をさらに低減させる取り組みが不可欠である。

（※1）https://www.mext.go.jp/content/20250822-mxt_gakushi01-000013028_2.pdf

（※2）平成27年度文部科学省委託調査「大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究」

調査報告書 株式会社リベルタス・コンサルティング

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/_icsFiles/afieldfile/2016/12/14/1371451_1.pdf

国家試験合格率についても、大きな課題である。2期生（令和6年度（2024年度）卒業生）の新卒合格率は、理学療法学科・作業療法学科ともに全国平均に大きく及ばない結果となった。

加えて、令和6年度（2024年度）に受審した分野別認証評価（評価機関：専門職高等教育質保証機構）では、令和5年度（2023年度）までの取り組みに対して「改善が望ましい点」として「学生アンケート結果を分析して、学生の意見に対応すること」との指摘を受けた。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

上記（2）で述べた課題に対して、全学または各学科・組織において以下の施策を実施（または実施予定）している。

①入学前教育の充実

登校日の講義では高校と大学の学修の違いを紹介するとともに、本学の学修成果（4年卒業率、退学率、国家試験合格率）を紹介し、モチベーションの維持・継続の重要性を中心に指導する。また、オンデマンド型講義の学修成果に加え、登校日の指導内容についても提出課題とし、自己実現に向けた意欲を喚起する。

②FD 授業改善の取り組み

- ・従来は担当教員に委ねていた授業評価終講アンケートのフィードバックを、専任教員担当科目では「フィードバックシート」の作成を必須とする。アンケート結果、学生の意見、到達目標及び学修成果（成績評価）を踏まえ、担当教員が授業改善の方策等のコメントを併せて掲載する。
- ・FD研修として各学期の一定期間に授業を公開し、教員相互の建設的な評価を授業改善に活用する。

③退学管理・抑止の取り組み

従来も各学科の担任教員中心に取り組んでいる点であるが、いっそうの取り組みを促すため、次の3点に取り組む。

- ・担任による修学指導の結果、退学に至った経緯を報告書として事務センターで集約し、退学傾向の分析に活用する。
- ・退学率の実状を教授会で周知し、学内教職員でさらなる低減化を目指す。
- ・急増している修学支援新制度の利用状況とGPA値を事務センターから各担任に共有し、成績要件（GPA下位1/4に入らないこと）や前年度の警告対象者に対する、いっそうのフォローアップに取り組む。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【資料 5-1-1 教学組織図】

【資料 5-1-2 運営会議規程】

【資料 5-1-3 組織規程】

【資料 5-1-4 教授会規程】

【資料 5-1-5 教授会の開催日時・議題一覧】

A. 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

学長は大学の最高責任者として、理事会・評議員会との連携のもと、全学的な方針決定と教育研究活動の推進においてリーダーシップを発揮している。学則や各種規程に基づき学長により、組織的な意思決定が可能な体制が構築されている。

②権限の適切な分散と責任の明確化

【資料 5-1-1 教学組織図】

【資料 5-1-2 運営会議規程】

【資料 5-1-3 組織規程】

【資料 5-1-4 教授会規程】

【資料 5-1-10 教育課程連携協議会規程】

【資料 5-1-11 教育課程連携協議会 構成員名簿】

A. 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

学内における各種委員会（教授会、運営会議、教育課程連携協議会等）の役割や責任分担が規程により明示されており、それぞれの会議体が適切に機能することで、意思決定の透明性と責任の所在を明確にしている。

B. 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会は学則により設置され、学生の入学、卒業及び除籍、学位の授与、教育課程の編成や試験及び単位認定、教員の資格審査、学生の賞罰・その他教育研究に関する重要事項について意見聴取や審議を担う機関として、定期的で開催されている。教授会議事録の作成・保管も適切に行われており、学内ガバナンスの中核として機能している。

教務委員会は、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科の学科長または学科長補佐に加え、各学科からの選任された教員と教務を司る事務職員で構成されており、学科間の連携と教育課程の整合性を確保する観点から適切な構成となっている。

(専門職大学のみ)

C. 教育課程連携協議会の構成は適切か。

教育課程連携協議会の構成は、学長が指名する教員その他職員（1号構成員）として、学部長、理学療法学科長、作業療法学科長、言語聴覚療法学科長及び学校法人藍野大学副理事長の5名、当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲地域で活動するものの関係者であって、当該事業の実務に関し豊富な経験を有するもの（2号構成員）として、滋賀県理学療法士会、滋賀県作業療法士会、滋賀県言語聴覚士会の各会長、地方公共団体の職員、地域事業者による団体の関係者その他地域の関係者（3号構成員）として、本学の所在地である滋賀県東近江市の地域包括支援センターセンター長、臨地実務実習その他授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者（4号構成員）として、臨地実務実習施設である2つの病院の実習指導者、そして当該専門職大学の教員その他職員以外の者であって学長が必要と認める者（5号構成員）として、滋賀県医師会長、滋賀県職員を構成員としている。

構成員は13名で、滋賀県作業療法士会の会長が本学教員であることから、学内者は6名であるが、学外者が半数以上を占めており適切な構成となっている。

D. 教育課程連携協議会の組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、機能しているか。

教育課程連携協議会は学内規程に基づき設置され、教育課程の編成・改善・評価等に関する事項を審議する役割を担っている。議論された内容は教授会に報告され、議事録はホームページ上に公開されている。会議は定期的に行われ、議事録を作成・共有することで透明性と継続的改善に資している。

③職員の配置と役割の明確化

【資料 5-1-7 びわこリハビリテーション専門職大学 事務組織図】

【資料 5-1-8 学校法人藍野大学 事務組織規程】

【資料 5-1-9 学校法人藍野大学 事務職員の人事業過実施規程、
学校法人藍野大学 専任事務職員昇任試験制度】

A. 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

事務組織は総務・教務・学生支援・研究支援等の各機能に区分されており、それぞれ

の業務内容に応じた職員を適切に配置している。職員の業務分掌や担当業務は文書化され、役割分担が明確となっており、教育研究活動を支える体制が整備されている。

【事務組織】

	事務局長	センター長	グループ長	係長	主任	グループ員
びわこ東近江キャンパス・ びわこ八日市キャンパス 事務局	1	-	-	-	-	-
事務センター	-	1(代理)	-	-	-	-
総務グループ	-	-	1(兼務)	1	-	3
学生支援グループ	-	-	1	1	-	4 (4)
入試広報グループ	-	-	1	1	-	1

学生支援グループの（ ）は非常勤職員。

B. 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の昇任については、「専任事務職員昇任試験制度」に基づき、公平性・透明性のある基準の下で実施されています。採用にあたっては公募や選考を経て適材を登用し、昇任についても業績や勤務実績等を総合的に評価して決定している。これにより、職員の適正な処遇とモチベーションの向上を図っている。

5-2. 教員の配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしていない。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

【資料 5-2-1 びわこリハビリテーション専門職大学が求める教員像と教員編成方針、
教員資格審査基準】

【資料 5-2-2 教員選考規程】

A. 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

本学では、文部科学省の大学設置基準、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校施設養成施設指定規則に則り、必要な専任教員数の確保に努めているが、令和 7 年（2025 年）5 月 1 日現在で、教授数が 2 名不足している。これは 3 月に入職辞退が生じたり、適切な人材の確保ができなかったことによる。9 月に 1 名が着任し、1 名は公募を継続し、早急に改善を図る予定である。

教授数以外については教育課程の編成に応じて、理学療法学、作業療法学、言語聴覚

療法学の各分野において専門性を有する教員を適切に配置している。

【教員組織】

学科	2025年度教員数 2025.5.1現在						設置基準		実務家教員の配置		指定規則	
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	基準	実数	基準	実数	規則	実数
理学療法学科	7	5	4	1	0	17	8(4)	17(7)	実務家4名 (実(研)2名)	実務家11名 (実(研)5名)	PT9名	PT12名
作業療法学科	3	0	7	1	0	11	7(4)	11(3)	実務家3名 (実(研)2名)	実務家8名 (実(研)2名)	OT6名	OT9名
言語聴覚療法学科	4	1	1	1	1	8	7(4)	8(4)	実務家3名 (実(研)2名)	実務家4名 (実(研)2名)	医師・歯科医師・ST含めて6名。うち4名はST。	ST6名、医師1名
大学全体							8(4)		実務家4名 (実(研)2名)			
	14	6	12	3	1	36	30(16)	36(14)	実務家14名 (実(研)8名)	実務家23名 (実(研)9名)		

また、実務家教員の配置にも留意し、臨床経験豊富な人材を確保することで、専門職大学の教育目的である「理論と実践の融合」を図る体制を整えている。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた教育の質の担保に努めており、教員1人あたりの学生数（ST比）は10.2となっており、高い水準にあると言える。

B. 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用および昇任については、「教員選考規程」ならびに「教員資格審査基準」を整備しており、採用時には教員選考委員会を設置し、書類審査、面接、プレゼンテーションを行い、公正な選考手続を経て、教育・研究・臨床の実績および本学の教育理念への適合性を評価した上で決定している。

昇任についても同様に教員選考委員会を設置し、業績評価および教育活動の貢献度、学内外での社会的活動をもとに審議を行い、透明性と客観性を確保した運用がされている。

これらの規則は、定期的な見直しを行いながら、時代の要請や教育の質保証に対応する体制を維持しており、教員の質的向上を図る仕組みとして適切に機能している。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

【資料 5-3-1、5-3-3 FD・SDに関する方針】

【資料 5-3-2、5-3-4 2024年度FD・SD研修一覧及び参加率】

A. 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では、教育研究の質の向上を目的として、FD・SD推進委員会が全体計画を立案し、テーマ・内容に応じて同委員会または関係の委員会が当該回の研修を運営する形をとっている。令和6年度(2024年度)までFD(Faculty Development)とSD(Staff Development)が混在していたことから、令和7年度(2025年度)にこれまでの活動を整理した上で「FD・SDに関する方針」を制定し、専門職大学設置基準第36条の定義に基づいたFD実施を明確化している。

令和6年度(2024年度)のFD活動は、資料5-3-1のとおり、授業評価アンケートの実施・集計、シラバス作成要項の改定及びシラバス点検、テーマ別研修である。この中で特徴的な取り組みは、教職員共同で実施したワークショップである。退学者抑止のために入学前及び入学後に取り組めるアイデアをグループワークで検討し、その結果を報告書としてまとめた。成績不良者への対応を念頭に、入学時の見通しの可視化、個別指導の重要性、モチベーションの維持向上、多学年交流の機会づくりなどの教育方法改善の提言が出された。令和7年度(2025年度)はその提言を各所管組織に割り振り、具体的な改善方策に反映させる取り組みを継続している。令和7年度(2025年度)より、これらの活動に加えて以下2点の取り組みを開始することとしている。

- ・授業公開(対象:専任教員)及び参観報告書による授業改善の取り組み
- ・授業評価アンケートフィードバックシートの公開(対象:専任教員担当科目)

これらの取り組みは年間計画に基づいて実施されており、実施後には参加者の意見を集約・分析し、次年度の活動計画に反映するなど、継続的な改善を図っている。

また、外部研修や学会等への参加も奨励しており、参加者には学内での情報共有を図るなど、学びの波及効果にも配慮している。

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【資料5-3-1、5-3-3 FD・SDに関する方針】

【資料5-3-2、5-3-4 2024年度FD・SD研修一覧及び参加率】

A. 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

SD活動についても「FD・SDに関する方針」に基づき、毎年度複数回にわたり実施している。令和6年度(2024年度)は資料5-3-2のとおり、ハラスメント防止、合理的配慮、公的研究費の適正使用、大学のコンプライアンスに関する研修を実施した。

専門職大学設置基準第36条第1項に基づくSDは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識・技術、能力・資質の向上を目的としている。研究力向上、高等教育情勢の理解等、テーマが多岐にわたる中、令和6年度(2024年度)までは各回の研修の対象者(専任教員、事務職員、管理職者等)が明確でなかったことから、令和7年度(2025年度)以降は各回のテーマに沿った対象者

を指定することとしている。

また、従来から事務職員に対して学内 SD のみならず、各担当業務に関する学外研修の受講を推奨している。一方、大学職員経験者で占める管理職と、大学職員未経験の一般職員との知見・能力差に開きが生じていることから、令和7年度（2025年度）以降、高等教育関連の基本法令（設置基準等）の理解を中心に、事務職員向けの学内 SD を実施することとしている。

5-4. 研究支援

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

【資料 5-4-2 2024 年度事業計画書】

A. 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

本学では、専任教員の職位等に応じて共同あるいは個室の研究室を割り当てている。実習室には教育だけでなく研究でも使用できる機器が設置され、有効に活用されている。

実習室に整備されている主な機器備品

【びわこ東近江キャンパス】

名称	階	設備機械
日常動作訓練室	1 階	日常家具各種、自助具各種、車椅子各種、電動車椅子、杖、歩行器、トランスファーボード、リフター、電動式ベッド、腕可動支持器、環境制御装置、意思伝達装置等
機能訓練室	1 階	心電計、スパイロメーター、トレッドミル、重心動揺分析装置一式、運動解析装置（三次元動作解析装置）、床反力計一式、吸引装置一式、筋電図計測装置一式、起立訓練ベッド、姿勢鏡、平行棒、プラットホームマット等
実習室	1 階	治療台 20 台、マット 20 枚、肋木、高さの異なる台等
演習室	1 階	トレーニング機器
防音室	1 階	オーディオメーター、幼児聴力検査装置
基礎医学実習室	2 階	顕微鏡、解剖用具一式、人体解剖用視聴覚教材一式、ヘモグロビン酸素飽和度測定装置等
補装具室	2 階	ギプス用具一式、四肢の断端モデル、義足及び各部品、義手及び各部品、下肢用装具、上肢用装具・スプリント及び各部品 等
水浴室	2 階	部分浴槽、全身浴槽、渦流浴装置、気泡浴装置等
評価実習室	2 階	診察用ベッド、人体計測器セット、血圧計、ゴニオメーター、握力計、ピンチメーター、ディスクリメーター、痛覚計等

治療室	2階	治療用ベッド、重スライバンド、砂袋、バイオフィードバック機器、ホットパック、パラフィン加温器、極超短波治療器、超短波治療費、頸椎けん引装置、腰椎けん引装置、ポータブルスプリングバランス、サンディング用具、ペグ各種、姿勢鏡、昇降テーブル等
基礎作業実習室 1	3階	作業台、革細工用具一式、七宝焼き用具一式、卓上織物用具一式、タイルモザイク用具一式等
基礎作業実習室 2	3階	作業台、陶工用道具一式、陶工絵付け用具一式、絵画一式等
基礎作業実習室 3	3階	作業台、木工台、電動ボール盤、手動式木工用具一式、電動式木工用具、園芸用具一式等
レクリエーション室	3階	運動遊具各種（滑り台、はしご、跳び箱等）、玩具各種、ホワイトボード、鍵盤楽器、娯楽ゲーム、スポーツ運動用具各種等

【びわこ八日市キャンパス】

名称	階	設備機械
201 実習室	2階	各種模型、音響分析装置、騒音計

また、びわこ東近江キャンパスでは、動物実験が可能な実験室も設置するなど研究環境の整備を行い、成果を上げている。

研究データの取扱いに関する基本方針として、研究データポリシーを令和7年4月に制定、研究データを公開、共有するために令和7年5月には機関リポジトリを整備した。

図書館には冊子体での書籍の充実を図るだけでなく、医療系の論文検索、閲覧サイトであるメディカルオンラインや医中誌 Web、電子書籍等の導入など、学外からでも使用できるようにしている。

②研究倫理の確立と厳正な運用

【資料 5-4-3 研究倫理規程】

A. 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

研究倫理に関する規則などについては、「学術研究に係る行動規範」や「研究活動における不正行為への対応に関する規程」など、研究倫理に関する規則を整備している。

研究に関する規程は本学ホームページの研究活動に掲載されており、情報は広く公開されている。

個別の研究計画の審査は研究倫理委員会が実施しており、適切な手続きを経たうえで研究を進める体制が構築されている。また、定期的に教職員への倫理研修やeラーニング等を通じた教育も実施されており、意識の向上が図られている。

令和6年度（2024年度） 倫理教育及びeラーニング受講状況

【倫理教育】

令和7年（2025年）3月13日 テーマ「研究倫理の基本的事項と不正行為」

【倫理教育（研修会・APRIN：eラーニングプログラム）受講状況】

専任教員38名中、38名受講済

③研究活動への資源の配分

【資料5-4-4 教員研究費規程】

【資料5-4-5 研究費使用ガイド】

A. 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

教員の研究活動に関しては、特別研究費として一人あたり最大24万円が支給されることとなっている。令和6年度（2024年度）は16万円が支給され研究活動を支援している。

令和6年度（2024年度）には科研費の間接経費を原資とした科研費申請促進費制度を制定した。これは科研費に応募し採択に至らなかったが、判定がAであった課題に対して、研究継続を支援するために20万円を支給するという制度であり、令和6年度（2024年度）制度利用者が令和7年度（2025年度）に科研費（基盤研究（C））に採択された。

大学全体あるいは各学科での必要となる機器類に関しては、例年11月ごろから翌年度の予算案作成時に、各学科が必要とする機器備品をリストアップし、予算の枠内で購入する機器を選定している。

なお、本学には大学院がないことから、RAは配置されていない。

B. 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入については科学研究費補助金（科研費）をはじめとする外部資金の獲得を推進しており、申請に関する情報提供や、学内支援体制の整備に取り組んでいる。

2024年度現在の科研費等の獲得状況は次の通りである。

区分	テーマ	補助金額
若手研究	若年性特発性側弯症に対する運動による進行予防効果の検討	1,560,000円
基盤研究（C）	新規神経再生足場材料LASCo1のグリア細胞に対する効果の解析	2,080,000円
基盤研究（C）	反社会的行動の神経機構ーリハビリテーション療法のための基盤研究ー	1,300,000円
研究活動スタート支援	AI技術を用いた失語症者の表情を解読するアプリの開発と言語聴覚療法への試行	2,080,000円

また、2024年度は受託研究も2件受け入れている。

区分	受託研究の内容	受託金額
受託研究	骨盤底筋、および下肢の運動補助具を使用した筋活動、可動域の変化	350,000円
受託研究	姿勢サポートとロック機能をもった座椅子を利用した腰部疲労の効果検証	500,000円

2025年度は科研費の申請数、獲得数の増加を目指すとともに、受託研究や共同研究についても積極的に進めていく予定である。

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

特色ある取組みは、教職員FD・SDワークショップである。教職員混成のグループ編成で入学前（定員充足の方策）及び入学後（退学抑止の方策）の施策を出し合った成果に関連の各種委員会での検討事項に組み入れ、可能な限り実現させていく過程にある。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で見えられた課題など

2024年度に受審した分野別認証評価（評価機関：専門職高等教育質保証機構）では、基準5に関連する「改善が望ましい点」として以下の点が挙げられていた。自己点検評価の結果においても、同様に課題として積み残しになっている。

- ①授業アンケート調査の結果分析と学生へのフィードバック
- ②FD・SD研修の職階別、教員・職員の別など参加対象者を想定したテーマ設定
- ③研修会等の事後アンケート調査等の実施
- ④教員相互の授業参観とそのフィードバックの取組

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記(2)の①～④の各事項に対して、令和7年度（2025年度）以降、FD・SD推進委員会が以下の取り組みを実施することとしている。

- ①授業評価アンケートについては、専任教員が各担当科目で集計し、その結果や成績評価を含めて、フィードバックシートにまとめ、manabaに掲載する。
- ②FD・SD研修は、専門職大学設置基準第36条第1項（SD）及び第2項（FD）に規定に沿って、開催テーマ別に対象者（専任教員、事務職員、管理職者等）を明確化する。
- ③FD・SD研修の事後、参加者のアンケートを実施し、次年度の研修に活用する。
- ④教員相互の授業公開を実施し、授業者に対する建設的な意見をフィードバックする。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

【資料 6-1-1 学校法人藍野大学 教職員服務規律規程】

【資料 6-1-2 学校法人藍野大学 情報公開に関する規程】

【資料 6-1-3 本学ホームページ 情報公開】

【資料 6-1-4 学校法人藍野大学ホームページ 寄附行為、財務情報】

【資料 6-1-5 学校法人藍野大学ホームページ 内部統制システム整備の基本方針】

【資料 6-1-6 学校法人藍野大学 内部統制規則】

A. 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか。

本学では、設置法人である学校法人藍野大学（以下「法人」とする。）の定める諸規程および行動規範に基づき、誠実かつ透明性の高い大学運営を行っている。学則や学内諸規程に従い、学長を中心としたガバナンス体制が確立されており、各種会議体を通じて公正な意思決定を行っている。職員に対しては、コンプライアンスや倫理に関する研修も定期的実施し、組織全体として高い倫理意識を保っている。

B. 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

本学では、学校教育法や高等教育質保証に関する法令を踏まえ、教学マネジメント指針を参考にしながら、教育活動や財務情報、自己点検・評価報告などの情報を公式ウェブサイトや「大学ポートレート」などを通じて適切に公開している。情報公開の内容は定期的に見直し・更新を行い、透明性と説明責任を重視した運営を実現している。

C. 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

法人の方針に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムが整備されている。学内の業務執行は明確な役割分担と手続に従って行われており、内部監査制度や会計監査を通じて不正の未然防止と是正措置が講じられる体制が整っている。また、リスク管理や業務改善に向けた定期的な確認と評価も行っている。

②環境保全、人権、安全への配慮

【資料 6-1-7 学校法人藍野大学 人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程】

【資料 6-1-8 学校法人藍野大学 特定個人情報等取扱規程、特定個人情報等の取扱いに関する基本方針】

【資料 6-1-9 学校法人藍野大学 危機管理規程】

【資料 6-1-10 学校法人藍野大学 危機管理マニュアル】

A. 環境や人権について配慮しているか。

本学では、環境保全や人権尊重を重要な社会的責任と認識し、教育・研究活動において持続可能性の視点を取り入れており、キャンパス内では省エネルギーなど環境負荷低減やペーパーレス化に努めている。また、人権に関しては、ハラスメント防止規程の整備、相談窓口の設置、教職員への研修の実施を通じて、尊重と配慮のある教育環境づくりを進めている。

B. 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

本学では、災害や感染症、不祥事等に備えた危機管理マニュアルを整備しており、学内外の関係機関との連携のもと、迅速かつ的確な対応が図れる体制を構築している。

新型コロナウイルス感染症への対応においても、学長を中心とした危機対策本部を設置し、学生・教職員の安全を最優先にオンライン授業の導入や感染対策の徹底を実施した。また、防災訓練や設備点検も定期的に行っており、危機対応能力の維持・向上に努めている。

6-2. 理事会の機能

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【資料 6-2-1 学校法人藍野大学 決裁権限規程】

【資料 6-2-2 学校法人藍野大学 令和 6 年 3 月及び令和 6 年 5 月理事会議事録】

【資料 6-2-3 学校法人藍野大学 理事選任機関運営規程】

学校法人藍野大学は、「地域に貢献する医療・リハビリテーション専門職の育成」を法人の使命とし、その実現に向けた意思決定体制を整備している。理事会では、中期計画、事業計画、財務、人事等に関する重要事項を審議・決定する。

理事会は、私立学校法および寄附行為に基づき、本法人においては年 6 回以上開催している。開催通知、議題設定、資料配付、議事録作成・保存等の運営プロセスも適正に

行われている。

また、理事構成においては学識経験者や外部有識者も含まれており、多様な視点を取り入れた合議制による意思決定が確保されている。議論は形式的ではなく、実質的な内容を伴っており、組織の健全な運営に寄与している。

理事の選任は、寄附行為および理事選任規程に基づき、法人運営に必要な識見・経験・バランスを考慮して実施されている。選任手続きにおいては、透明性・公平性を確保しつつ、適格な人材が選出されている。

また、就任後は法人のビジョンや運営方針の共有が図られ、理事としての自覚をもって職責を果たしている。外部理事の意見も尊重され、組織の硬直化を防ぐための工夫もなされている。

②使命・目的の達成への継続的努力

理事会は、法人及びびわこリハビリテーション専門職大学の使命である地域包括ケアへの貢献と専門職の育成に向けて、継続的な支援と改善の努力を行っている。中期計画の策定、施設・設備の充実、財務体質の健全化、教育の質向上など、多方面で支援を行っている。

また、内部・外部評価結果を理事会で共有し、改善策を検討・実施することで、PDCAサイクルを回す仕組みも構築されている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

理事会と評議員会は定期的開催されており、法人運営に関する重要事項についての報告や協議が行われている。理事会での審議に先立ち、評議員会に適宜諮問がなされており、両者の意思疎通と連携は適切に行われていると判断している。

評議員の選任は、私立学校法および法人の寄附行為に基づき、公正かつ透明性のある手続きに則って実施している。学識経験者や社会的信頼のある方を選定しており、適正に行われている。

②評議員会と監事のチェック機能

【資料 6-3-4 学校法人藍野大学 令和 6 年 3 月及び 5 月評議員会議事録】

【資料 6-3-5 学校法人藍野大学 学校法人藍野大学 監事監査規程】

評議員会は年 6 回以上開催しており、資料の事前配付、会議での丁寧な説明、質疑応答の機会確保など、適切な運営がなされている。また、議事録の作成や保存も適正に行っている。

監事の選任については、法令および法人の規程に基づき、専門性と中立性を備えた方

を選任している。選任の手続きは適切に実施されており、監事の独立性も確保されている。

監事は理事会や評議員会に出席し、法人運営に対して適切な監督および意見具申を行っている。そして教学監査を含む業務状況の監査、財務状況の監査及び理事の業務執行状況の監査を実施し、年次での監査報告書の提出も適切に実施されており、監事の監査活動は適正に機能している。

6-4. 財務基盤と収支

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学は、学校法人藍野大学を設置主体として、安定した財務基盤を有しており、教職員の人件費、教育研究活動費、施設・設備の維持管理費といった大学運営に必要な基本的支出を継続的に賄える体制を確立している。また、学生定員の充足に向けた広報活動や入試体制の強化により、学納金収入の安定確保にも取り組んでおり、今後の持続的運営に向けた基盤整備を進めている。

②収支バランスの確保

収入面では、学納金を中心とした自己収入が財政の中心を占めており、支出面では、教育・研究活動の充実と施設整備を適切に行いながらも、過度な支出増加を抑制するよう努めており、収支の均衡が保たれるよう運営されている。近年においては、予算編成時において収支バランスの確保を前提とした配分を行い、決算時にもその方針が維持されている。

公的補助金の申請や、教育研究に関わる助成金の獲得に向けて、教職員に対する情報提供と申請支援を行っている。また、今後は地域との連携を活かした共同研究や受託研究、寄附金の受入体制の整備などを通じて、外部資金の導入をさらに促進することが課題である。特に地域包括ケアの拠点としての特色を活かし、自治体や医療機関との連携を通じた資金獲得の可能性を模索している。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

設置法人が策定する中期計画のもと、本学としても中長期的な視野に立った事業計画および財務計画を立案し、年次ごとの予算に反映させている。学生数の推移や教育・研究環境の整備計画、将来的な施設更新等を見据えた財務見直しを行い、収支構造の健全性を確保しながら、計画的な運営を進めている。また、学内の財務情報を教職員に共有し、財政状況への理解と協力を促進している。

6-5. 会計

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

【資料 6-5-1 学校法人藍野大学 経理規程】

本学では設置法人である学校法人藍野大学の経理規程および学校法人会計基準に準拠し、日常的な会計処理を法人本部と連携して行っている。証憑類の管理や帳簿の記録も適正に実施している。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人は理事会及び評議員会において適正に選任しており、当該監査人による会計監査を定期的に受けている。

法人による内部監査および外部監査の体制が整備されており、必要な資料の提出、説明責任の履行、是正への対応も適切に行っている。監査は透明性と厳正性をもって実施されている。

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学校法人の中長期的な経営戦略、教育研究活動の質向上、ガバナンス体制の強化を図るため、理事会の諮問機関としてアドバイザリーボード（以下「本ボード」という。）を設置し、（1）法人の中長期ビジョンおよび経営計画に関する事項、（2）教育・研究・社会貢献活動の質保証に関する事項、（3）財務・資産管理、情報公開に関する事項、（4）リスクマネジメントおよび危機管理体制に関する事項、（5）ガバナンス体制の評価・改善に関する事項、（6）その他、理事会が必要と認めた事項について意見を述べている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

びわこリハビリテーション専門職大学の作業療法学科、言語聴覚療法学科の定員割れに伴う収入の減少のため、事業活動収支のマイナスが続いていることから、早急な改善が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生募集の強化により学生数を増加させるとともに、支出内容の見直しを図る。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1. 地域連携について

①本学が立地している県や各市町村と連携した事業の実施

②リハビリテーション養成に関連する各士会との連携事業の実施

③企業との連携事業の実施

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は滋賀県および東近江市をはじめとする周辺市町村と積極的に連携し、地域課題の解決や健康増進を目的とした事業を展開している。たとえば、東近江市との包括連携協定に基づき、高齢者の健康づくりや介護予防に関する講座、地域住民を対象とした公開講座の開催など、地域に開かれた大学としての役割を果たしている。また、滋賀県が推進する地域包括ケアシステムの充実に寄与すべく、学生および教員が地域活動に参加する機会も設けており、これらの取り組みにより、地域住民との接点を持ちつつ、持続可能な地域連携を築いている。

滋賀県の理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会といった専門職団体との連携を通じて、教育内容の質向上と地域医療との橋渡しを行っている。具体的には、各士会が主催する研修会や講演会に教員が講師として参加し、最新の知見を提供する一方で、士会からの実務的なフィードバックを教育カリキュラムに反映させる仕組みも構築している。また、各士会と共催でリハビリテーション職の魅力を伝えるイベントを実施し、リハビリテーション職の魅力を市民へ発信している。

本学では滋賀県内にスーパーマーケットを展開する株式会社平和堂の依頼を受け、びわこ八日市キャンパス前の平和堂アルプラザ八日市店みんなの広場において来客者向けに認知症予防のためのミニ講座やワークショップ、健康づくりのための体操の実施や体力測定を実施しており、企業側は買い物だけではなく地域のコミュニティとしての役割を果たすことができ、本学としては来客者に健康意識への寄与と本学のPRの場として活用することができ、Win Win な関係を築いている。

今後はより多様な業種との連携を図り、地域経済への貢献も意識した取り組みを行う予定である。

[基準 A の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

地域連携事業に関しては、フレイル予防、認知症予防を中心に地域での取り組みを続けている。令和 6 年度は滋賀県からの受託事業が 2 件、東近江市からの受託事業 1 件、本学が所属している環びわ湖大学・地域コンソーシアムの助成事業 2 件実施し、それ以外にも講演会等に教員を派遣している。また、いくつかの事業では、教員だけでなく学生も参加し教育的にも有益なものとなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

受託事業や助成事業以外に継続的に地域貢献活動を行うための予算確保等について検討が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和7年度にはふるさと納税を原資とした事業を行うなど、さまざまな方法での予算確保を図っており、今後も予算の確保に努めていく予定である。